

(1) 平成28年第3回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第125号	川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)
議案第126号	川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)
議案第127号	川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)

議案審査：10月12日（水）文教委員会

◆議案第125号

〈質疑・答弁〉

特になし

〈意見〉

使用料・手数料の見直しに関して、25%から100%までの受益者負担割合の根拠が明確に示されていない。スポーツ・文化施設は、市内で延べ281万人が利用しており、「音楽のまち」や「映像のまち」、「スポーツのまち」、「読書のまち」を掲げる本市にとって、これらの施設が値上げをすることで使いづらくなるというのは、掲げている内容に対して逆行することであり、スポーツや文化を享受する権利を守るとするのが市の本来の役割であると考えため、本議案には賛成できない。

〈審査結果〉

賛成多数原案可決

◆議案第126号

〈質疑・答弁〉

●大ホールの予約終了時期について

○教育文化会館については、富士見周辺地区整備実施計画に基づいて整備を進めていたが、その後の状況の変化が生じたことから、総合計画第1期実施計画期間中にホールの在り方を含めて、関係局と協議をしている段階であるため、現時点では閉鎖の時期及び予約の終了時期についても検討を進めている状況である。移転先を含めて、教育文化会館の在り方等が確定した際には、委員会に報告していきたいと考えている。

〈意見〉

使用料・手数料の見直しに関して、25%から100%までの受益者負担割合の根拠が明確に示されていない。スポーツ・文化施設は、市内で延べ281万人が利用しており、「音楽のまち」や「映像のまち」、「スポーツのまち」、「読書のまち」を掲げる本市にとって、これらの施設が値上げをすることで使いづらくなるというのは、掲げている内容に対して逆行することであり、スポーツや文化を享受する権利を守るとするのが市の本来の役割であると考えため、本議案には賛成できない。

〈審査結果〉

賛成多数原案可決

◆議案第127号

〈〈質疑・答弁〉〉

特になし

〈〈意見〉〉

使用料・手数料の見直しに関して、25%から100%までの受益者負担割合の根拠が明確に示されていない。スポーツ・文化施設は、市内で延べ281万人が利用しており、「音楽のまち」や「映像のまち」、「スポーツのまち」、「読書のまち」を掲げる本市にとって、これらの施設が値上げをすることで使いづらくなるというのは、掲げている内容に対して逆行することであり、スポーツや文化を享受する権利を守るというのが市の本来の役割であると考えため、本議案には賛成できない。

〈〈審査結果〉〉

賛成多数原案可決

(2) 平成28年第3回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会派	議員名	内容	頁
代表 質 問	自民党	橋本議員	主権者教育について	5
			「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書」について	5
			部活動について	6
			中学校夜間学級について	8
			入学者選抜におけるマークシート方式の導入について	9
	公明党	浜田議員	外部指導者・講師の活用について	11
			プログラミング教育導入に向けての検討状況について	11
	民主みらい	押本議員	学校給食について	13
			小杉駅周辺地区新設小学校について	14
	共産党	井口議員	学校現場における業務の適正化について	16
			教職員の長時間勤務について	16
			少人数学級について	17
			大学奨学金について	17

② 代表質疑

	会派	議員名	内容	頁
代表 質 疑	自民党	林議員	教育委員会委員の任命について	19
	公明党	かわの議員	教育委員会委員の任命について	21
	民主みらい	山田議員	教育委員会委員の任命について	23

③ 決算審査特別委員会

文教分科会

	会 派	委員名	内 容	頁
文教分科会	自民党	矢沢委員	特別支援教育諸費について	26
		吉沢委員	教職員の民間研修について	36
			少人数指導等非常勤講師配置事業費について	37
	公明党	河野委員	児童生徒交通安全対策事業費について	27
			川崎市立学校における防犯カメラの設置状況	28
			児童支援コーディネーターの専任化事業について	29
		吉岡委員	学校トイレについて	39
			学校司書モデル事業について	39
			校務支援システムについて	40
	民主みらい	露木委員	学校司書配置事業費について	29
			川崎市高等学校奨学金補助金について	31
			習熟の程度に応じた指導推進事業について	31
	共産党	片柳委員	高校生の働く権利の周知について	32
			就学援助について	33
			中学校給食について	34
		石田委員	教員の定数内欠員について	41
	無所属	渡辺委員	スクールソーシャルワーカー配置事業について	44
			主権者教育について	45
			就学援助について	45
			学校運営事業費について	45

総括質疑

	会 派	委員名	内 容	頁
総括質疑	自民党	青木委員	主権者教育について	47
			「キャリア在り方生き方教育」について	49
	公明党	河野委員	学校の校庭や幼稚園・保育園の園庭における土壌の安全対策について	50
	民主みらい	堀添委員	川崎市高等学校奨学金について	51
	共産党	大庭委員	就学援助について	52
			教員の定数内欠員について	53

■ 代表質問（9月14日）自民党 ■

◆主権者教育について

◎再質問

次に、18歳以上の選挙権について伺います。

答弁において18歳については学校教育における主権者教育を活発に行ったとありますが、教育基本法第十四条2項に、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」とあります。教育現場において、偏りのない公正中立的な授業が実施されなければなりません、主権者教育が偏向的にならないようチェック体制をどのように構築していくのか見解を伺います。また、主権者教育に関する手引書がつけられたと聞いておりますが現場の教員がこれを用いて授業を行っているのか現場の実態も併せて伺います。

◎答 弁

本市におきましては、総務省・文部科学省発行の指導資料「私たちが拓く日本の未来」等を活用し、小・中・高・特別支援学校の校長・教員を対象に研修を実施したところでございます。今後も教職員が関係法令を遵守し、多様な見方や考え方があがる課題について、特定の立場のみの影響を受けることがないよう、政治的中立性を確保してまいります。

次に、本市で作成し、全教員に配付しました「主権者教育の手引き」についてでございますが、小学校では特別活動において学級をよりよくするための係活動について話し合う授業、中学校では社会科の公民的分野で選挙の意義について考える授業、高等学校では現代社会において若者の投票率の改善に向けた手立てを検討する授業など、政治への関心や集団の一員としての自覚を高める授業が「手引き」を活用して行われているところでございます。

◆「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書」について

◎質 問

点検評価の対象は、かわさき教育プランにおける1つの基本計画から53の事務事業まで、基本計画の達成状況は5段階評価で示すとされています。今回の評価はオール3で「目標をほぼ達成した」となっています。オール3とは、すなわち「可もなく不可もなく」であり、そもそも評価の本質を欠いています。これでは課題の客観的な分析と解決への具体策は見えて来ないと考えます。どのような基準と評価で全ての項目を「3」としたのか見解を伺います。

◎答 弁

本報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果をまとめ議会に提出するとともに、公表しているものでございます。

本市におきましては、教育に関する総合計画である「かわさき教育プラン」の進捗管理を通じて、点検・評価を行っているところでございます。

平成27年度の点検・評価に当たりましては、基本政策ごとに設定した政策目標の到達度や事務事業の実施状況について、どの程度達成したかの観点から分かりやすく伝えるため、新たに「達成状況」として5段階の評価を行ったところでございます。

この達成状況につきましては、第1期実施計画期間における政策目標の達成に向けた事務事業の実施状況や取組成果のほか、学識経験者や公募市民の方々からなる「川崎市教育改革推進会議」

の意見聴取を踏まえ、「着実に事業を遂行した」と判断したことから、評価基準にしたがい「3」としたところでございます。

◎再質問

答弁では学識経験者や公募市民による「川崎市教育改革推進会議」の意見を踏まえ評価を「オール3」にしたとのこと。では、この「3」を踏まえて、次回の点検評価において「2」を若しくは「1」を目指すにはどうするのか具体的に伺います。次回も「オール3」ではわざわざ会議を開いて評価して頂く意義がないと考えますが、例えば8つの項目のうち、いくつか絞って「1」を目指すなどの考えはないのか見解を伺います。

例えば「基本政策4・良好な教育環境を整備する」について文教委員会でも多くの指摘、議論がありました。「パラムーブメント」を標榜する本市として、ユニバーサルトイレやエレベーター設置など、障害のある子ども達が児童生徒と一緒に学習する、生きたノーマライゼーション教育を実現するための環境整備は喫緊の課題であります。この項目で「1」を目指す事について見解を伺います。

◎答 弁

点検・評価の段階評価における「3」の評価は、「政策目標に明記した内容どおりに達成した。」又は、「目標達成に向けて着実に事業を遂行した。」と判断した場合に適用する区分でございます。昨年度は、今回の報告対象である第2次「かわさき教育プラン」の初年度に当たり、基本政策に位置付けられた事務事業ごとの「着実な事業遂行」をもって「3」と判断したところでございます。

「かわさき教育プラン」は、概ね10年間を対象期間とする行政計画であり、5段階評価の対象とした基本政策は、その名のとおり、教育委員会における政策の柱を示すものがございます。8つの基本政策につきましては、そのすべてにおいて滞りなく目標を達成すべきものと認識しており、一つ一つの事務事業を確実に積み上げ、計画の方向性を確認しながら、着実な政策目標の達成を目指してまいりたいと考えております。

また、本市では、共生社会の形成を目指した取組を進めており、障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に学び、育ち合う教育環境の整備・充実は、大変重要な課題と認識しているところでございますので、多機能トイレやエレベーターの設置など、学校施設のバリアフリー化の推進につきましては、より早期の事業完了を目指してまいりたいと考えております。

◆ 部活動について

◎質 問

次に、教職員と部活動の関わりの在り方について伺います。

中学校・高等学校での部活動は欠かせない存在になっており学生時代の思い出の筆頭は「部活」と言う人が多いのではないのでしょうか。昨今教員の業務が多忙化していると言われる中、部活動の指導にあたる教員の待遇及び学校教育の中で部活動はどのように位置付けられているのか伺います。

部活動は、スポーツや文化等の活動を通して人間形成に果たす役割は大きく、意義深いものがありますが、本市に於ける公立中学校・高等学校の部への加入率について、全国平均、県平均と比較しての数字、並びにその見解を伺います。

また、保護者の部活動に対する考えについては、様々な意見があると思いますが、主な意見について伺います。

加えて部活動を正しく理解していただく為にどのような取り組みが行われているのか伺います。現在の部活動は、教員の熱意と善意に支えられていると言っても過言ではありませんが、勤務

時間を超えての指導や休日の練習、各大会への参加等、教員の負担は非常に大きなものがありますが、実態について伺います。

併せて、指導教員(顧問)の決定方法についても伺います。

部活動において専門的な指導を求める生徒や保護者の要望に応える方法として外部指導者の導入があります。特に地域のスペシャリストを活用することは、地域の教育力が増し、地域との協働による学校づくりにもつながりますが、外部指導者の活用の現状と指導教員との役割分担について伺います。

また、部活動に取り組むことにより、生徒も指導者も、満足度を高めることは重要であります。勝利至上主義的な行き過ぎた指導も懸念されますが、適正な管理運営についての考えを伺います。

また、勤務時間の適正な管理を行う上で校長や教育委員会のマネジメントも欠かせませんが、教員の負担軽減についての取組みを伺います。

関連して部活動で指導するにあたり生徒の人権や人格、自主性はどのように尊重されているのか伺います。

◎答 弁

はじめに、教員の待遇につきましては、職務のうち、困難な業務又は心身に負担を与える業務には、教員特殊業務手当が支給されることとなっております。

部活動における指導業務は、生徒指導の面で重要な役割を果たしていることから、教員特殊業務手当の支給対象業務の一つとされているところでございます。

支給額につきましては、中学校で正規の勤務時間以外に1時間以上の指導業務を行った場合には、1日につき300円を、週休日・休日に4時間以上の指導業務を継続して行なった場合には、2,800円を支給しているところでございます。

部活動の位置づけにつきましては、中学校及び高等学校の学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連が図られるよう留意すること」と定められております。

次に、部活動への加入状況についてでございますが、中学校におきましては「平成27年度神奈川県公立中学校運動部活動調査」によりますと、市立中学校では88.1%であり、県全体では84.4%でございます。全国では、中学校2年生を対象とした数値になりますが、「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」によりますと、85.2%になっております。

高等学校におきましては、「平成26年度川崎市立高等学校部活動推進用具整備事業における入部状況調査」によりますと、市立高等学校では79.6%であり、「かながわ部活ドリームプラン21における県立学校部活動基本調査」によりますと、県立高等学校では、73.2%となっております。高等学校の全国規模の調査は、把握できていないところでございます。

いずれも、調査の時期及び方法などが異なるため、単純な比較はできませんが、市立中・高等学校における部活動への加入率は高い状況であると思われることから、生徒にとって部活動は、学習の取組とともに学校生活の大きな部分を占め、その意義を感じて多くの生徒が積極的に活動しているものと考えております。

次に、顧問の決定方法につきましては、各学校では、「部活動顧問会」等を設置し、部活動の部員数、活動内容、各教員の専門性や経験等を勘案して、担当顧問の配置を検討し、最終的に校長が決定しております。

次に、外部指導者につきましては、今年度は、中学校及び特別支援学校55校中、47校に105名を配置しております。

外部指導者は、経験が豊富であることはもちろん、学校教育における部活動の意義や、学校と

地域との関係及び学校を取り巻く環境について理解し、顧問の指導計画に従い、顧問を支援する立場で生徒の実技指導にあたっていただいております。

次に、教員の負担につきましては、平成28年2月に市立中学校12校を抽出して行った「平成27年度運動部活動指導者の実態に関するアンケート調査」及び、今後、年内に実施する全中学校を対象とした部活動の実態調査におきまして、市全体の状況を把握してまいりたいと考えております。

負担軽減についての取組でございますが、今年度、教育委員会、学校、PTAの代表と有識者で構成する「川崎市立中学校部活動検討専門会議」を設置し、現状の把握と課題の整理を行いながら、部活動の適切な運営に向けた取組を検討しているところでございますので、今後、国の動向を踏まえ、各学校において、生徒や保護者・地域の実態に応じた取組を進める中で、教員の負担軽減にも努めてまいります。

保護者からの主な意見といたしましては「川崎市立中学校部活動検討専門会議」において、「部活動は学校の教育活動において重要な役割を果たし、子どもにとって大変意味のあるものである」といった意見がある一方で、「活動時間が長く、休養日が少ない」、「部活動の運営方法について、顧問と保護者がさらに共通理解を図って欲しい」等の意見もいただいているところでございます。

次に、保護者に部活動を正しく理解していただくための取組につきましては、各学校において、「部活動保護者説明会」を実施し、学校全体の方針、各部の目標や方針、活動計画、生徒の様子等についての説明や意見交換等を行い、部活動に対する理解が得られるよう努めているところでございます。

次に、部活動の適正な管理運営につきましては、勝利を目指すことや今以上の技能の向上や記録に挑戦することは自然なことですが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた指導が行われることが必要であると考えているところでございます。

次に、生徒への指導につきましては、各学校において、教育委員会で定めた、運動部活動指針「楽しく生き生きとした運動部活動にしよう」をもとに、生徒の個性と自主性を尊重した柔軟な運営に留意し、チームワークや部としてのまとまりを大切にしつつも、生徒の能力・適性や興味・関心などに応じ、一人ひとりを大切にする指導を心がけております。

◆ 中学校夜間学級について

◎質問

次に、中学校夜間学級について伺います。

文部科学省は、一昨年「義務教育終了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方」の通知を全国の教育委員会に通知し、入学を希望する既存卒者の入学を認める方針を示すと共に、夜間学級の新規開校等、入学の要件や設置についての考え方を示しておりますが、夜間中学校の諸施策を推進する上での本市としての基本的な考えを伺います。

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準について必要な事項が定められていますが、実態に沿った教員配置が行われている上でのカリキュラムが採用されているのか伺います。

教育委員会では開かれた学校づくりの方針のもと、保護者や地域の方々に授業や諸行事なども公開していますが、夜間中学校を広く市民に知っていただくことを踏まえ、夜間学級の公開授業を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

併せて、夜間中学校のポスターや市政だより等での広報も行われていますが、今後の周知・PRについての考え方を伺います。

また、神奈川県下では中学校夜間学級が設置されていない自治体が多くありますが、在勤以外は入学の門戸が閉ざされ入学出来ません。政令市としての役割に鑑み、本人の希望があれば在勤以外でも本市の夜間学級に入学することについての見解を伺います。

また、安定した学校生活を支えるためには、経済的な支援も必要であります。夜間中学校生徒に対する「就学援助」の現状及び支援策について伺います。

また、本市に於いては今後、中学校完全給食が実施されますが、夜間学級での完全給食実施についての可能性を伺います。

◎答 弁

はじめに、夜間学級についての本市としての基本的な考えでございますが、中学校の就学義務年齢を超えた者で、中学校を卒業していない者、または中学校を卒業した者で不登校等の理由により、学習する機会等がなかった者のうち、改めて学校で学び直すことを希望する者に対して、義務教育を受ける機会を実質的に保障することを目的として、市立西中原中学校に夜間学級を設置しております。

次に、カリキュラムにつきましては、生徒は現在27名が在籍し、1年生が6名、2年生が12名、3年生が9名で、国籍は日本、中国、韓国、フィリピン、ネパール、マレーシア、スリランカでございます。教員は、5名の専任教員と養護教諭がおり、昼間部の教員5名の応援を含め、全教科について、生徒の実態に応じた教育課程を編成しております。教科指導については、生活経験や識字能力の実態に応じた指導計画が立てられており、日本語指導が必要な生徒に対しては3名の日本語指導等協力者がサポートしております。また、国語、数学、英語については、習熟の程度に応じた指導を行っております。

次に、夜間学級の授業公開につきましては、入学希望者やその家族、他の自治体の夜間学級教員、視察を希望する方々等の学校見学、授業見学を受け入れているところでございます。

次に、広報につきましては、入学案内のポスター、チラシを作成し、区役所、図書館、市民館等で掲示、配布しております。また、夜間学級生徒募集の横幕の西中原中学校校舎壁面への掲示や、市政だよりへの生徒募集の掲載、教育委員会及び西中原中学校夜間学級のホームページで広く市民の方々へ広報しております。今後も、必要に応じて、ポスター等の作成やホームページの更新等を行ってまいります。

次に、入学要件につきましては、西中原中学校夜間学級は、川崎市民や川崎市在勤の方々の受け入れを目的としており、入学を希望する方を、年間を通して随時受け入れているところでございますので、入学要件を市内在住又は在勤としているところでございます。

次に、就学援助につきましては、各市立中学校の就学援助認定者と同様に、夜間学級で支援を必要とする生徒6名に就学援助を行っているところでございます。

次に、完全給食実施についてでございますが、学校給食実施基準におきましては、原則として「授業日の昼食時に実施されるものとする」とされていることから、学校給食の対象とはならないものと考えているところでございますが、夜間学級の生徒の夕食の摂り方につきましては、他都市の取組状況等について、調査研究してまいりたいと考えております。

◆ 入学者選抜におけるマークシート方式の導入について

◎質 問

次に、川崎市立高等学校入学者選抜学力検査採点誤りの再発防止に向けたマークシート方式の導入について伺います。

本年3月に発覚した市立高校5校での採点誤り等を受けて、平成29年度入学者選抜学力検査から、記号選択式問題の解答方法として、実施するものです。導入にあたって、見込める効果と現状の課題を伺います。

また、マークシート方式を導入している東京都がまとめた「マークシート方式の導入の成果と課題」では、「採点時間が短く、効率化が図れた」、「学力検査が終了した教科から、順番による読み取りを開始することができ、検査日を有効に活用できた」など、学校側としては一定の成果が

確認できています。

その一方、平成27年に実施した、高校1年生対象のアンケート結果では、「マークシート方式が導入されたことについて不安があった」と回答した生徒が、6%だったにもかかわらず、「中学校などで、マークシート方式に関する指導を受けましたか。」との問いに対して、「受けていない」との回答が、56%でした。翌年、平成28年実施の同アンケートでは、それらの数値が大幅に改善されているところから、東京都では受験者への指導等について、対策が取られたことが窺い知れます。マークシート方式での解答にあたっては、塗り間違いや、ダブルマーク等を極力発生させない取組みが重要です。東京都を参考に、各中学校で受験者に対する指導を実施してもらうよう、積極的な働きかけが必要だと考えますが、見解を伺います。

また、人為的ミスが少なくなるからといって記号選択式問題ばかりに偏らないよう留意が必要との指摘もあります。本市における、マークシート方式で解答できる問題と質疑討論用紙記述式問題のバランスをどのように考えているのか、見解を伺います。

◎答 弁

県内公立高等学校の入学選抜につきましては、県及び横浜市、横須賀市、本市において、同じ学力検査問題、解答用紙を用いて実施しており、マークシート方式による解答用紙につきましても県及び三市で協調をして導入を図っているところでございます。

この方式の導入による効果といたしましては、記号選択式問題の自動採点により、人為的な採点誤りが防止できることでございます。また、マークシート読取機で読み込んだ画像データから、記述式問題の採点用紙を2部出力し、2系統での重層的な採点と点検を実施することにより、記述式問題の採点誤り防止への効果がございます。

導入に伴い、中学生に向けての周知が課題となりますが、現在、県教育委員会を中心に中学生をはじめとする志願者に向けた周知リーフレットの作成及びサンプル解答用紙の準備を進めており、これらにつきましては10月以降に中学生に配付をしてまいります。また、市立中学校における解答方法の指導につきましても、進路指導担当者への説明会などを通して、積極的に働きかけてまいります。

高等学校の教員に対しましては、マークシートに関する機器の操作についての周知が課題となることから、今後研修の実施を予定しているところでございます。学力検査につきましては、従来の出題形式を継続してまいりますので、マークシートの導入後におきましても、記号選択式問題と記述式問題のバランスは、これまでと同様でございます。

■ 代表質問（9月14日）公明党 ■

◆ 外部指導者・講師の活用について

◎質問

教員の負担軽減や、最新の指導法等の専門的知見と安全対策の充実を目的に、部活動や理科支援員など、外部指導者・講師の活用が進められています。実態を伺います。

外部指導者・講師の活用について、教員や保護者がどのように評価しているのか伺います。

教員にとって、部活動の顧問をすることは、負担増となる場合もあるようです。実態調査等を行っているのか伺います。

文系の部活動については外部指導者の活用が少ないようです。理由と今後の取り組みについて伺います。

関連して、プラスバンドなどの部活動では学校以外での発表の機会を求める声があるようです。地域との交流活動などへの取り組みについて伺います。

◎答弁

はじめに、部活動における外部指導者につきましては、教育委員会では運動部活動の活性化を図るために、平成28年度は、派遣の対象となる中学校及び特別支援学校55校中47校に105名を派遣しております。理科支援員につきましては、授業における観察・実験活動の充実を目的として、小学校全校に配置しております。

次に、教員や保護者からの評価につきましては、指導における専門性の担保、子どもたちの学びの充実や安全確保等に資するものと評価を得ております。

次に、部活動顧問の実態調査につきましては、平成28年2月に市立中学校12校を抽出して行った「平成27年度運動部活動指導者の実態に関するアンケート調査」及び、今後、年内に実施する全中学校を対象とした部活動の実態調査におきまして、市全体の状況を把握してまいりたいと考えております。

次に、文化部活動につきましては、教職員の専門性で運営できる部活動が多いため、外部指導者の数は少なくなっております。しかしながら、合唱部や吹奏楽部のように、より専門的な指導が必要となる部活動につきましては、部の目標や状況に応じて、保護者と連携するなどして外部指導者を依頼している部活動もございます。

今後も、それぞれの学校の文化部活動の活動状況により、各学校が必要に応じて地域人材を活用する取組を進めてまいります。

次に、文化部活動の発表の機会につきましては、各学校において、文化祭やコンクール等以外にも、地域で開催される行事や、近隣の小学校や施設での行事に積極的に参加し、発表や演奏を通して活動の成果を披露しているところでございます。

◆ プログラミング教育導入に向けての検討状況について

◎質問

国では「小学校段階における論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成とプログラミング教育に関する有識者会議」から、2020年実施予定の学習指導要領に対して、小学校でプログラミング教育を導入するよう提言されています。プログラミング教育という言葉から、コーディングというコンピューター言語を覚えることが目的と考える誤解も生まれているようですが、真の目的は問題解決のアルゴリズムを通して論理的思考力を養うことにあるようです。プログラミング教育導入へ向けての本市の検討状況を伺います。

プログラミング教育導入を通して、これからの時代を生きる子どもたちに、どのような力を身

につけさせることをめざすのか伺います。

本市の今後の取り組みについても伺います。

◎答 弁

プログラミング教育とは、文部科学省の有識者会議の議論の取りまとめにおきましては、「子供たちにコンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての『プログラミング的思考』などを育成するもの」と示されております。

さらに、育成すべき資質・能力として、「身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと」、「発達の段階に即して、『プログラミング的思考』を育成すること」、「発達の段階に即して、コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養すること」が挙げられております。

本市におきましては、現在、国の動向や他都市の状況を注視しながら、実施に向けて検討しているところでございます。

■ 代表質問（9月15日）民主みらい ■

◆ 学校給食について

◎質問

昨年10月の総務委員会では、7本ののぼる付帯決議を議決したところです。

その履行についてですが、まず、地域経済の活性化に資するよう、市が責任を持ち事業を円滑に推進するよう明記されています。南部学校給食センターの建設において、SPC(特定目的会社)と関心表明を寄せた民間事業者との契約等の状況はどのようになっているのか伺います。

給食センターにおける地元雇用の従業員について伺います。南部学校給食センターでは、来年6月より開業準備が始まります。地元雇用従業員の募集については、いつを目途にどのような形で示すのか詳細を伺います。

食育について伺います。我が会派はこれまで、巨額の投資である本事業について、対象となる中学生だけでなく、市民全体に資する施設になるよう、学校給食センターに付加価値を設けることを求めてきました。要求水準書に明記されていた、企業連携献立の提供等については、我が会派の議員の提案により株式会社タニタとの連携も視野に入れた取り組みを行うとのことですが、現在の進捗状況を伺います。

食育に関して、「学校における食に関する指導プラン中学校版」の早急の改定を求めてきました。これまで、秋を目途に改定予定であるとの答弁でした。策定の進捗を伺います。

また、中学校だけに留まるのではなく、小学校の段階からの系統だった食育の推進を求めてきました。どのように具現化されるのか伺います。

給食費の設定について伺います。試行実施校である東橘中学校の給食費は、月額4400円と、他都市と比較しても安価に設定されています。これまで、我が会派は、食育、栄養バランス、ボリュームなどを総合的に勘案した金額設定の必要性を求めて来ました。いつを目途に最終決定されるのか具体的に伺います。

喫食時間について伺います。喫食時間については、試行実施校を委員会視察した際、生徒より喫食時間にゆとりが欲しいといった声があがっていました。これまでの答弁では、時程については再検討することと基準となる時程を各学校に示すとのことでした。どのように工夫されたのか伺います。

廃食用油については、市立学校118校にてリサイクルされております。リサイクルすることによる収益はどのように扱われているのか詳細を伺います。

また、中学校給食センターが稼働した際には、市立学校全ての学校廃食用油の収益は、一般会計の下、教育委員会が責任を持ち取り扱うべきと考えます。見解を伺います。

◎答弁

はじめに、(仮称)川崎市南部学校給食センターの建設に係る関心表明についてでございますが、建設に係る関心表明書につきましては10社から提出されておまして、本年8月末現在、そのうち、市内業者4社を含む5社と、SPCを構成する建設企業との間で、契約締結がなされたと同っているところでございます。

次に、同センターに係る地元雇用についてでございますが、SPCを構成する運営企業の従業員募集につきましては、来年の5月頃を目途にハローワークや新聞の折り込み広告等を活用して、行う予定であると伺っているところでございますので、積極的な地元雇用が図られるよう確認してまいります。

次に、企業連携等につきましては、地産地消や食を通じた健康づくり、さらには中学校給食を活用した食育の効果を、生徒から保護者、市民の皆様へと波及させていくため、民間企業と連携

した手法等について、関係局と共に検討を進めているところでございます。

次に、「学校における食に関する指導プラン」についてでございますが、中学校版の改訂につきましては、給食時間における食に関する指導や、各教科等における具体的な指導事例等を新たに追記するなど、教職員がより活用しやすいものとなるよう、本年11月ごろの策定を目指し、現在、改訂作業を進めているところでございます。

次に、食育推進につきましては、現在行われている小中連携の取組や、栄養教諭等による学校間のネットワーク支援活動等を活用して、小学校から中学校にかけての体系的・計画的な食育推進がさらに図られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、給食費の額についてでございますが、現在、東橘中学校における試行給食におきましては、食材費相当額として、1食当たり290円を基準として給食費を算定し、献立の作成にあたりましては、栄養バランスを考慮して品数を追加するなど、さまざまな工夫を凝らしているところでございます。

平成29年度以降の給食費の額につきましては、このような試行を踏まえて、献立と併せて検討を進めておりますので、本年秋ごろまでに決定してまいりたいと考えているところでございます。

次に、給食時間についてでございますが、東橘中学校におきましては、十分な喫食時間を確保するため、給食時間を35分、昼休み時間を20分、合計で55分と設定して、本年1月より試行給食を開始したところでございます。

しかしながら、献立によっては配膳に時間がかかることや、本年2月に実施した「中学校完全給食試行実施に関するアンケート」におきまして、生徒からは「給食時間が短い」との回答があったことなどから、本年4月に再度、時程の見直しを行い、給食時間を40分、昼休み時間を20分、合計で60分といたしました。この時程の見直しにより、喫食時間が20分程度確保できるようになったところでございます。

今後、各学校が時程を検討する際には、喫食時間を20分程度確保しながら、円滑な給食運営が出来るよう、標準例等をお示ししていきたいと考えているところでございます。

次に、廃食用油のリサイクルによる収益についてでございますが、廃食用油につきましては、現在、公益財団法人川崎市学校給食会が有価物として入札を行い、同会の収入としているところでございます。

次に、廃食用油の収益に係る今後の取扱いにつきましては、社会経済情勢の変化により廃食用油が有価物として売却できない場合でも、廃食用油のリサイクルを安定的に進めることができるよう、学校給食センターが稼働し、取扱量が増加する平成29年度を機に、本市が直接取り扱うこととしてまいりたいと考えております。

◆ 小杉駅周辺地区新設小学校について

◎質 問

現在、武蔵小杉駅周辺の再開発等による児童数の増加に対応し、新設小学校の平成31年度開校をめざして諸準備がすすめられています。新設小学校の推定児童数は700名程度であります。学校用地は歩道状空地を除き実際は8,800㎡となり、本市の学校施設整備基準の13,500㎡を大きく下回る広さです。また、グラウンド面積は3,000㎡であり、体育館の屋上に790㎡のグラウンドを整備しても、文部科学省基準の7,200㎡の約半分の広さです。学校教育上、大きな問題だと考えますが、どのように解決を図るのか伺います。

また、学区の線引きについては近隣の6小学校との調整や新規建設の大型マンションの居住者数の推移など、困難が予想されます。既存の町内会・自治会からの意向を聞き取ることはもちろんのこと、十分な調査と精査が必要となると考えられますが、見解を伺います。

◎答 弁

はじめに、当該小学校のグラウンドにつきましては、学校予定地の敷地全体の中で、体育授業等の使用に支障を来さないよう設計に十分配慮し、体育館の屋上を利用したグラウンドの整備をするなど児童の運動スペースの確保に努めているところでございます。学校教育活動を行うにあたりましては、市内の同規模学校の運営状況も参考としながら、体育館も含めた学校施設全体を活用してまいりたいと考えております。

次に、通学区域の設定につきましては、西丸子小学校をはじめとする周辺小学校の保護者など学校関係者や地域関係者に対して、事業概要と今後のスケジュールにあわせて説明をしてきたところでございます。

今後も、学校関係者や地域関係者から意見を十分に伺うとともに、当該小学校や周辺小学校の規模、地域の活動状況、開発状況、通学の距離・安全性等を踏まえた検討を丁寧に行いながら、平成29年度中に通学区域を決定してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（9月15日）共産党 ■

◆ 学校現場における業務の適正化について

◎質問

学校現場の多忙化が指摘されて久しくなります。教員が、子どもたちの授業や業務に専任できる体制をつくる支援は、喫緊の課題になっています。昨年度の新任教員の退職者は特定される退職理由にあてはまらない理由でやめた教員が例年より多く、教員全体の休職者は75名、うち精神疾患は54名となっています。労働安全衛生委員会で、産業医から、教員の睡眠時間の質の悪化が心配と指摘され、長時間労働への警告も示されています。また、今年度も定数内欠員が全体で387名でスタートし、臨時的任用教員で補ったとしても、これでは安定的な学校運営はむずかしいものです。文科省の今年6月の「学校現場における業務の適正化に向けて」の改善方向を今こそ川崎でも活かすときです。具体的な提言では、「学校を設置する地方自治体自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい。学用品費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務も学校給食費と同様な環境整備を推進する必要がある」とされています。川崎では小学校では、教員が校務分掌として実施しており、特に栄養士の巡回校は教師の負担が深刻です。中学校給食がはじまる時期、公会計化しなければ新たな業務負担になり、大変です。給食業務の公会計化について、具体的に伺います。

就学援助関係業務から教員を開放することについても見解を伺います。

◎答弁

はじめに、学校給食費の公会計化につきましては、全市的な業務執行体制の整備や徴収管理システムの構築、法的な対応などのさまざまな課題がございますので、既に公会計化を実施した他都市の状況や収納率への影響も踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、就学援助事務につきましては、これまでも保護者や学校からの要望を踏まえて、申請に関する手順の簡素化や申請書の記載内容の見直しを図ってきたところでございます。また、就学事務担当の教職員に対して年2回の研修を実施し、円滑な事務執行を図ってきたところでございます。

本市といたしましては、今後とも学校が就学援助事務を通じて、児童生徒の状況を把握することが重要であると考えておりますので、引き続き事務改善や研修を実施し、就学援助事務に携わっている教職員の負担が軽減されるよう、努めてまいりたいと考えております。

◆ 教職員の長時間勤務について

◎質問

文科省も「管理職が責任をもって教職員の労働時間を可視化する。明確な目標をつくる」として例えば「19時までの退校」「学校閉庁日」「ノー残業デー」、結果的に持ち帰り仕事が増えることがないように業務自体の精選などをあげています。川崎でも長期休みの期間内に学校閉庁日をつくる。保護者からの電話等の対応は教育委員会で行うなど業務改善をすすめていくべきです。伺います。

来年度、教職員給与等の財源の政令市移管はその絶好のチャンスです。学校現場への目にみえる支援を強化していただきたいと思います。伺います。

◎答弁

はじめに、業務改善についてでございますが、「学校閉庁日」や「ノー残業デー」等の設定につきましては、平成28年6月17日付け文部科学省通知「学校現場における業務の適正化に向け

て」におきましても、有効な取組とされておりますことから、学校現場の実情を勘案しながら、課題解決に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校現場への支援の強化についてでございますが、県費負担教職員の市費移管以降におきましても、引き続き、教職員の長時間勤務の見直しについて取り組んでまいります。

◆ 少人数学級について

◎質問

少人数学級の拡充についてです。この間、学校現場で研究指定校での実践を通じて大きな効果をあげていること、少人数学級の拡充を望む声などを紹介しながら、何度も要求してきました。こちらも政令市移管は大きなチャンスです。改めて、小学校3年生中学校1年生での少人数学級の拡充について伺います。

◎答弁

現在、本市の小学校3年生以上の少人数学級につきましては、各学校が実情に応じて、神奈川県から配当されている指導方法工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなどして、実施しているところでございます。

しかしながら、学校によっては、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して、少人数指導やチーム・ティーチング等を実施しているところもございます。

このように、各学校がその実情に応じて、少人数学級も含め、きめ細やかな指導が行えるよう、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら、教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えております。

今後、さらなる少人数学級の推進を図るためには、国による教職員配置の拡充が必要でございますので、義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定・実施について、引き続き国に強く要望してまいります。

◆ 大学奨学金について

◎質問

文部科学省は、無利子奨学金の基準を満たした希望者全員に貸し出すとともに、評定平均3.5未満の希望者にも状況に応じて貸し出すことを検討しているとのこと。また給付型奨学金についても2018年度からの導入を目指して検討されていると報じられています。藤沢市は、今年6月に大学への就学支援を目的とする給付型の奨学金を創設する方針を明らかにしました。この間、貸与型・有利子の奨学金が学生や若者の生活に深刻な影響を与えていることから、私たちは給付型の大学奨学金の創設を求めて質問してきました。答弁では「他都市の制度や国の経済的支援策の状況を見据えて検討したい」とのことでした。国や他都市で大きな前進がある状況をふまえて、経済的理由で進学を断念する若者を生むことがないよう、給付型の大学奨学金の創設および無利子奨学金を拡充すべきと思いますが、伺います。

◎答弁

文部科学省が8月に発表した平成29年度概算要求では、「学びのセーフティネットの構築」として、無利子奨学金の貸与人員の増員や、給付型奨学金の創設などの大学奨学金事業の充実を図る方針が示されましたが、給付型奨学金の創設等については、予算編成過程においてその制度内容を検討することとされたところでございます。

本市の大学奨学金につきましては、国の奨学金事業と併用して利用している方が多いことから、国の大学奨学金制度の検討状況を注視していく必要があると考えております。

また、本市における給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充などの奨学金制度の見直しにつきましては、財源の確保が大きな課題でございますので、今後も奨学金を巡る動向などを踏まえながら、引き続き大学奨学金の在り方について検討してまいりたいと考えております。

■ 代表質疑（9月15日）自民党 ■

◆ 教育委員会委員の任命について

◎質問

市長にも教育観があらうかと思いますが、市長の教育観を伺います。
また、従前の教育委員会制度と現行の教育委員会制度についての見解を伺います。

◎答 弁（市長）

はじめに、私の教育観についてでございますが、国家の礎は人材育成にあることを誰しもが共有していると思ひますし、「子どもの笑顔」「子どもの将来」のためには、充実した教育環境が不可欠であるとの思ひから、基礎自治体としては、特に、初等中等教育にしっかりとした責任を果たしていかなければならないものと考えております。

今後、グローバル化する社会の中で、子どもたちには、地域の中でも国際的にも、たくましく生きていくための能力として、学力はもちろんのこと、世の中が国際的になればなるほど、自分たちの生まれ育ったふるさとへの愛着、郷土愛というようなものが大切になってくると思ひます。

こうしたことから、将来、社会で自立していくために必要な資質・能力を育み、しっかりと自己肯定感を持って、生まれ育った川崎の担い手となる人材の育成が重要であると考えております。

次に、教育委員会制度の改正につきましては、教育行政における責任の明確化や総合教育会議の設置、大綱の策定など、市長と教育委員会との一層の連携強化が図られたところでございます。

本市におきましても、教育行政の方向性が異ならないよう、総合教育会議の場での協議・調整など、私と教育委員会が、本市の教育のあるべき姿を共有して、十分な意思疎通を図り、教育行政を推進することが大切であると考えております。

◎質問

教育委員の選任に際しては全市民的な観点から本市の教育事情を踏まえ公正かつ的確に対応していただける方が望ましく、教育委員としての使命を果たしていただける方を選任すべきと考えますが、この度の選任にあたり、市長が求めたものはどのような事なのか伺います。

◎答 弁（市長）

中村香氏につきましては、8月下旬に面談を行いまして、生涯学習や社会教育の専門的な立場から、また、吉崎静夫氏につきましては、これまでも総合教育会議や視察等の様々な場面において意見交換しておりますので、学校教育の専門的な立場から、それぞれ本市教育行政にご尽力いただけるものと判断いたしました。

◎質問

議会は教育委員の任命について同意するにあたり、教育委員として相応しい人材か否かを十分に吟味し、慎重に行うことが望ましい訳ですが、略歴だけでは、人格の高潔・教育の見識・学術の見識・文化に関する見識については、十分な確認が出来ません。現在の情報提供で十分であると考えなのか伺います。

また、議案の提出時期、議案にかかわる情報の提供については、他都市の状況を参考に関係局とも協議のうえ具体的に検討するとされていましたが、見直し及び改善された点があれば、お示し下さい。

◎答 弁（総務企画局長）

教育委員会委員の任命にかかわる情報提供につきましては、議案書によりまして、審議に必要な事項として、候補者の氏名、生年月日、住所、略歴等を整え提案しているところでございます。情報提供の形式につきましては、改めて本年3月に、他の政令指定都市を調査したところ、本市と同じ内容の形式は12都市ございまして、多くの都市において、本市と同様の形式で議案を提案している状況でございますが、今後とも他都市の動向を調査するなど、引き続き、検討を進めてまいります。

なお、人事案件にかかる議案の提出時期につきましては、追加議案としている都市が、12都市ございました。

◎再質問

総務企画局長の答弁では、情報の提供について、他の政令指定都市12市については本市と同様の形式で議案が提案されており、人事案件にかかる議案の提出時期についても追加議案としている都市が12都市との事ですが、残る7都市の調査結果を伺います。

併せて、議案提出の時期については、従前より同様なタイミングでの提出であったのか伺います。

また、任命にかかる情報提供については審議に必要な事項として候補者の氏名、生年月日、住所、略歴等を整え提案がされている訳ですが、それだけの情報提供で審議に十分な事項であるとの考えなのか伺います。

また、以前より要望していた顔写真及び教育委員として努めるにあたり、本市教育行政についての本人の想いを文書等により確認することは出来ないのか伺います。

また、中村香氏についてであります。平成26年10月より現在に至る、横浜市社会教育委員としての委員会等への出席状況及び活動状況についてどのように評価されているのか伺います。

◎答 弁（総務企画局長）

はじめに、人事案件の情報提供の形式について、本市と異なる7都市の状況でございますが、本市と同様の提案内容に加え、顔写真を提供している都市が5都市、顔写真と抱負を提供している都市が1都市、抱負のみを提供している都市が1都市ございました。

また、提出時期につきましては、案件ごとに議会開会日又は追加議案としている都市が6都市、議会開会日としている都市が1都市ございました。なお、総務企画局人事課が所管する人事案件の議案の提出につきましては、かねてより追加議案として提出させていただいたところでございます。

次に、情報提供につきましては、先ほど御答弁させていただきましたが、議案書によりまして、審議に必要な事項として、候補者の氏名、生年月日、住所、略歴等を整え提案しているところでございますが、引き続き、参考資料も含め、他都市の動向を調査するとともに、関係局と協議の上、検討を進めてまいります。

次に、中村氏についてでございますが、横浜市社会教育委員の在任期間は、平成26年10月15日から平成28年10月14日まででございます。この間における会議は7回開催され、出席回数は4回と伺っております。

会議では、「社会教育では良い事をいろいろと行っているが、一番届けたい人には届かない。教育では、やはり『仕掛け』が大切だと思う。その仕掛けを考えることが教育の役割だと思う。」との発言をされるなど、日頃の活動において、教育の果たす役割といった視点を持ちながら、活動されていることが伺えるものと考えております。

◎再々質問

はじめに、候補者選任にあたり教育委員会は関与しているのか伺います。

一質でお聞きしましたが、明確なお答えがなかったので、改めてお聞きしますが、情報提供は現行のままで十分であるとの考えなのか伺います。

選任にあたり、市長は候補者といつ面談をされ、何をもちて人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見があると判断されたのか伺います。

議会として、その職務を果たすため、今まで以上の情報を提供していただく事はできないのか伺います。

また、同意人事の場合、候補者本人に委員会へ出席していただき質疑を行うとか、教育行政や本市の教育へ対する考えや想いをお聞きすることは、法的には可能なのか伺います。

◎答 弁（総務企画局長）

はじめに、教育委員の選任に際しましては、市長が教育委員会を含めた関係局からの情報収集を行うとともに、各方面の方々から様々なご意見をいただきながら、教育委員としてふさわしい候補者を選出されているところです。

次に、情報提供についてでございますが、議案書及び参考資料のあり方につきましては、様々な御意見をいただいているところでございますので、引き続き、他都市の動向を調査するとともに、関係局と協議の上、検討を進めてまいります。

次に、人事案件にかかる審議方法等につきましては、法的に特に規定されたものでないものと考えております。

◎答 弁（市長）

中村香氏につきましては、8月下旬に面談を行いまして、生涯学習や社会教育の専門的な立場から、また、吉崎静夫氏につきましては、これまでも総合教育会議や視察等の様々な場面において意見交換しておりますので、学校教育の専門的な立場から、それぞれ本市教育行政にご尽力いただけるものと判断いたしました。

■ 代表質疑（9月15日）公明党 ■

◆ 教育委員会委員の任命について

◎質 問

教育を取り巻く本市の現状は、中一殺人事件に象徴されるように課題が山積しており、教育委員会の役割も重要性を増しております。今回任期満了に伴い2名の提案がありました。そこで、今回の新任者の人選についてです。

まず、選任の経過を伺います。

そして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律4条第2項において、「教育、学術、及び文化に関する識見を有する」ことが定められています。今回の候補者の具体的なこれまでの実績を伺います。

退任される方のうち、出席率が問題視されたケースがありました。今回の候補者の経歴では種々の委員をされているようですが、今回任命された場合、本市教育委員の重責を担い、会議等への出席を考慮した選考なの伺います。

当初から任期が決まっているにもかかわらず、追加議案となった理由について伺います。

◎答 弁

この度の選任に際しましては、本年4月の新教育委員の任命後、市長が関係局からの情報収集

を含め、各方面の方々から様々なご意見をいただくとともに、人物の経歴や著書などを参考にしながら、教育委員としてふさわしい候補者を選出し、意向確認の上、8月下旬に面談を行い、決定されたところです。

選任にあたりましては、他の教育委員との専門性におけるバランスを考慮し、市長が定めた「教育大綱」をはじめ、「川崎市総合計画」及び教育委員会が策定した「かわさき教育プラン」で目指している教育の推進にあたり、生涯学習や社会教育の分野からの確な指導助言を期待し、候補者の選考が進められたところです。

中村香氏につきましては、現在、玉川大学 通信教育部教育学部 教育学科 教授に就任されており、専門は、生涯学習論、組織学習論、成人学習論、社会教育学でございます。このような知見を活かされ、教員養成に御尽力されるとともに、川崎市教育文化会館運営審議会委員として「子どもの健全育成」に係る研究課題の協議において、地域の寺子屋事業に関して「学校から見ると子どものための事業だが、社会教育の視点からみると、地域力や、大人のための意味や効果が重要になる。」など、社会教育の専門的な知見から助言をいただいております。

また、民間企業での勤務や海外での生活・留学等、豊富な経験も有しており、様々な教育課題に対して、的確な指導助言がいただけるものと考えております。

次に、会議への出席につきましては、大学教授という立場もあり、様々な活動をしておりますが、特段の事情がない限りは、出席していただけると考えております。

次に、総務企画局人事課が所管する人事案件の議案につきましては、かねてより追加議案として提出させていただいておりますが、今回の議案につきましては、委員の任期が9月30日であることから、9月13日に提出させていただいたところでございます。

◎再質問

昨年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」施行され、地方教育行政における責任体制の明確化の他、市長と教育委員会の連携強化がされました。この改正により、「教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能の強化もされました。これにより、「住民に対して開かれた教育行政を推進する」事が期待されるものであります。従って、教育委員会の人選は、教育長はもとより委員の選任も重要性を増しております。

現在置かれている教育委員会の重要性について、どのように認識されているのか市長に伺います

人事の選考は、数多く教育分野の大学教授や専門家、有識者がいらっしゃる。その方々の中から人選する課程の「市民に見える化」すべきと考えるが、見解を伺います。

◎答 弁（市長）

はじめに、教育委員会の重要性につきましては、昨年4月の教育委員会制度の改正により、教育行政における責任の明確化や総合教育会議の設置、大綱の策定など、市長と教育委員会との一層の連携強化が図られたところでございます。

本市におきましても、教育行政の方向性が異ならないよう、総合教育会議の場での協議・調整など、私と教育委員会が、本市の教育のあるべき姿を共有して、十分な意思疎通を図り、教育行政を推進することが大切であると考えております。

教育は、学校教育・社会教育とも市民にとって関わりの深い行政分野でありますので、教育委員会は、広く市民の声をお聞きしながら、市民に開かれた教育行政を推進することが重要であると考えております。

次に、選任過程の「市民に見える化」につきましては、選任にあたり、慎重な対応が求められることから、困難であると考えております。

■ 代表質疑（9月15日）民主みらい ■

◆ 教育委員会委員の任命について

◎質問

本市の教育行政は、中学生殺害事件のフォローをはじめ多くの課題を抱えている中、教育委員には大変大きな役割が求められると考えます。今回の任命に当たり、どのような視点で人選されたのか市長に伺います。

次に教育委員会会議の出席について伺います。

これまでの教育委員の中で教育委員会会議への欠席状況が多い委員の存在が問題になったところですが、再任予定の学識経験者は、過去に複数回の教育委員会会議を「所用」で欠席するとともに、本市で発生した中学生殺害事件直後の臨時会も「所用」で欠席しております。教育委員会会議の日程調整については、事務局にてそれぞれの委員の日程を調整しながら決定していると灰聞しますが、この度の教育委員2名を任命するにあたり、確実な会議出席についてどのように確認されたのか市長に伺います。

◎答弁（市長）

はじめに、今回の選任につきましては、総合教育会議で定めた教育大綱、及び「かわさき教育プラン」に基づく取り組みの推進と、次世代を担う子どもたちの安全・安心を守ることを最優先に考え、他の教育委員との専門性におけるバランス等を考慮した上で選任しております。

中村香氏につきましては、現在、玉川大学 通信教育部教育学部 教育学科 教授に就任されており、専門は、生涯学習論、組織学習論、成人学習論、社会教育学でございます。このような知見を活かされ、教員養成に御尽力されるとともに、川崎市教育文化会館運営審議会委員として「子どもの健全育成」に係る研究課題の協議において、地域の寺子屋事業に関して「学校から見ると子どものための事業だが、社会教育の視点からみると、地域力や、大人のための意味や効果が重要になる。」など、社会教育の専門的な知見から助言をいただいております。

また、吉崎静夫氏につきましては、現在、日本女子大学人間社会学部教育学科教授及び同大学教職教育開発センター所長を務められており、専門は、教育学、教育工学でございます。平成24年10月から教育委員として、学校教育の専門家の立場や視点から、第2次かわさき教育プランの策定や英語教育やICTの活用などの様々な教育施策の推進や課題の解決に向けて、ご尽力いただいております。

教育委員には、それぞれの専門性や経験などを活かして、未来を担う子どもたちのために、きめ細やかな教育行政を推進されるよう期待しております。

次に、会議への出席につきましては、大学教授という立場もあり、様々な活動をされておられますが、平時・緊急時にかかわらず特段の事情がない限りは出席していただけてと考えております。

◎質問

次に、教育長に伺います。

本議案を審査するにあたり、過去の教育委員の出欠状況に関する資料を求めたところ、事実と異なる書類が提供されたところですが、

また、我が会派の調査により、教育委員の会議出欠については、教育委員会事務局で十分管理していない実態が明らかになりました。早急な改善を求めます。見解を伺います。

◎答 弁（教育長）

教育委員の出欠席につきましては、教育委員会事務局において、定足数の管理や会議録の作成などのため、管理を行っているところでございますが、今回、本議案を審査するにあたり要求され、提出しました教育委員会議の出欠席状況の資料に誤りがあり、御迷惑をおかけしたことににつきましては、大変申しわけなく思っております。

所管課内における情報の共有が不十分であったことが原因であり、今後、このようなことがないよう情報共有の徹底を図ってまいりますとともに、資料の提供につきましては、正確を期してまいります。

◎再質問

教育委員会会議への出席についてです。市長の答弁は、任命予定の教育委員に対し「出席していただける」と希望的観測に終始しております。

我が会派が問題視しているのは、再任予定の学識経験者については、中学生殺害事件のような重大事件直後の臨時会を欠席している事実と、事前の日程調整があったにも関わらず過去に教育委員会会議を複数回欠席している事実です。さらには、全員参加が大原則である合議制の会議において、欠席者が出ることへの認識についてです。

今回の両名について、仮に、突発的な事件事故が発生したあとの教育委員会会議等への出席について、任命権者である市長が、任命予定の両名についてどのように主体的に働きかけを行ったのか、一部では、「会議出席はあたり前の話」ということも灰聞しておりますが、あたり前のことが十分に行われてこなかったことを、我が会派は重大な課題として認識して、この質疑を行っています。

新しい教育委員会制度では、首長の権限が強化され、その一環として、任命責任が明確化されたことが要諦です。

市長は、教育委員の任命権者として、任命予定の両名に合議制である教育委員会会議への確実な出席を求める「確認等の働きかけ」を行ったのか具体的に伺います。

◎答 弁（市長）

この度選任いたしました両名は、教育委員の責任の重大さについて、十分に認識した上でご就任いただくものでございますので、その職責を果たしていただけるものと考えております。

◎再々質問

この人事案件に対する、資料提供・情報提供において、教育委員会事務局並びに総務企画局に対し、改めて不誠実な対応であることを厳しく指摘し強く改善を求めておきます。

また、つい今しがたの教育委員会事務局・総務部長からの回答によると、再任予定の学識者の教育委員の任命にあたり、市長から直接、再任予定の教育委員に対し、出席等についての改めての確認や働きかけを行った事実はないとのことでした。

それに従うと、教育委員としての、この2年間の総括、新教育委員会制度になったあとの今後2年間の抱負、さらには、先程指摘した合議制に基づく教育委員会会議の出席の重要性の確認等が一切行われていないということが、ただ今明らかになったところです。

同意人事案件を議会に提出するにあたり、事前にただ今指摘した事前面談・事前協議などを行ってこなかったことに対して、改めて市長の認識を伺います。

◎答 弁（市長）

吉崎委員につきましては、私が就任して以来、総合教育会議における教育大綱などの協議・調整、学校現場の視察、予算要求における意見聴取などの、さまざまな場面において、委員の教育

に関する専門性や識見等に基づいた考え方を伺い、意見交換を重ねてまいりました。
こうした4年間の教育委員として実績を踏まえ、再任したところでございます。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月29日）自民党 矢沢委員 ■

◆ 特別支援教育諸費について

◎質問①

平成27年度決算では、医療的ケア支援事業費は前年度決算比較、約150万円増の1千36万円余が執行されました。本事業は、市立小・中学校において、保護者が毎日付き添い医療的ケアをしているケースを対象に、週1回90分学校現場に看護師が訪問し、保護者の代わりにケアを行うものです。本年度から、予算も増額され、看護師の訪問を、週2回へと拡大しました。本事業を拡充することになった背景を伺います。

◎答弁

平成24年6月から実施している本事業の効果を検証するため、平成26年度に保護者を対象にアンケートを実施したところ、時間の延長や回数増加などの要望が寄せられました。この結果を踏まえ、さらなる保護者の負担軽減を図ることと、児童生徒の自立に向けた支援の充実を目指す必要があるとの判断のもと、事業を拡充したところでございます。

◎質問②

医療的ケアを必要とする児童生徒が、他の児童生徒と同じ学校内で、共存することの教育的な意義をどのように捉えているのか伺います。

本事業の今後の展開について伺います。

◎答弁

医療的ケアを必要とする児童生徒と、他の児童生徒が同じ場で学習活動を行うことは、個人や社会の多様性を尊重し、ともに支え、高め合う気持ちを育むことのできる大切な機会と捉えているところでございます。

今後につきましては、拡充した事業の効果と安全性について各学校を巡回し、検証をしてまいりたいと考えております。

◎質問③

次に、特別支援学級運営事業費について伺います。

特別支援学級内では特に医師・看護師のほか保護者、本人しか法律上認められていない医療的な行為が必要な児童生徒の対応に関しては、実施しやすいように環境設定をしてくれる学校と、そうでない学校とで、学校によって対応が異なるケースが見受けられます。こうした学校によって対応のばらつきのある現状をどのように認識されているのか伺います。

学校によって異なる対応に関しては、是正するべきと考えますが見解と対応を伺います。

◎答弁

特別支援学級での医療的ケアにつきましては、児童生徒の生命にかかわる重要な取組であり、安全に実施できる環境の整備が必要であると認識しているところでございます。しかしながら、各学校により、実施できる支援の内容が異なっている状況は認識しておりますので、今後は、医療的ケアが必要な児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、合意形成に向け、より一層の理解、啓発に努めてまいります。

◎質問④

次に、聖マリアンナ医科大学病院内にある院内学級について伺います。
本、院内学級設置の経緯と、本市における位置付けを伺います。

◎答弁

はじめに、院内学級設置の経緯についてでございますが、平成6年度に聖マリアンナ医科大学病院からの提案を受け、病気やけが等で入院生活を余儀なくされる子どもたちの学校教育の保障のため、2年間にわたり病院側と協議を重ね、平成8年度、同病院内に設置したところでございます。

次に、本市における位置付けですが、長期、短期、繰り返しの入院等による学習空白によって、学習に遅れが生じることにより、退院後に学業不振となることも多いことから、学習の遅れなどを補完する上で、院内学級は、重要な意義を有するものでございます。加えて、院内学級は、同じ時期に入院している子どもたちが互いに励まし合い、支え合う活動を通して心理的な安定を図るとともに、社会性を身につける大切な場となっていると認識しております。

◎質問⑤

また、院内学級が学区にあることにより、病虚弱の特別支援学級を持つことができない学校について具体的に伺います。

◎答弁

聖マリアンナ医科大学病院内の院内学級は、稗原小学校と菅生中学校の病虚弱特別支援学級として設置しております。従いまして、特別支援学級は在籍者が8人までで1学級設置するという「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、現状では1学級のみを設置となり、校内に、病虚弱特別支援学級を設置しておりません。

◎質問⑥

本市院内学級は、基本的に聖マリアンナ医科大学に入院をしている児童に対して、教育環境を提供するものです。稗原小学校、菅生中学校学区に住んでいる病虚弱クラスの児童は、本来なら通うことが出来る学校に通うことが出来ません。同じ学区の中学校への進学を希望している小学生が、本人の希望にそぐわない進学をさせられるようなものです。すべての学校が例外なく病虚弱児童生徒を受け入れられるよう、対策が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

◎答弁

本市では、地域で共に学び共に育つ教育を推進しており、児童生徒の教育的ニーズによって、可能な限り地域の学校で学ぶことが必要と考えております。
今後、稗原小学校・菅生中学校の病虚弱特別支援学級設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月29日）公明党 河野委員 ■

◆ 児童生徒交通安全対策事業費について

◎質問①

概要と実績、効果について伺います。
関連して、通学路の安全対策についても伺います。

◎答 弁

児童生徒交通安全対策事業は、学校からの要望により、危険箇所へ安全対策として人を配置することが効果的な場所につきまして、教育委員会が地域交通安全員を配置するもので、平成 27 年度は、4月1日現在で 96 箇所 125 人を配置しており、児童の登下校時の見守り活動を実施しているところでございます。

通学路上に地域交通安全員を配置することにより、その場で交通整理、誘導を行うことで、児童が安全に安心して通行できることや、防犯上においても効果があるものと考えております。通学路の安全対策につきましては、通学路安全対策会議を設置し、教育委員会、道路管理者及び警察などの関係局、関係機関の職員で構成する各区の部会において、学校から提出された改善要望箇所について安全対策を検討し、対策を講じているところでございます。

平成 27 年度における改善要望箇所数は 359 箇所あり、その中で、改善済み及び今年度以降に改善する予定箇所の合計は 188 箇所、改善不要及び改善困難な箇所を除いた対策未定箇所につきましては、引き続き、検討しているところでございます。

具体的な対策といたしましては、地域交通安全員の配置以外にも、路面表示や電柱巻付表示、信号機、歩道、ガードレールの設置、カラー舗装等の様々な対策を、それぞれの所管の事業予算により執行しているところでございます。

◎質 問②

地域の民生児童委員や見守り活動等の方々への仕組みの広報も必要です。それらの方々からの情報提供や要望を受ける窓口についても望まれます。対応を伺います。

◎答 弁

通学路の安全対策につきましては、学校、保護者、地域の方々が一体となって取り組んでいく必要があることから、安全対策の実施状況につきましては、見守り活動に参加していただいている方々や、民生委員児童委員など、地域の方々にもご理解いただけるよう、学校だよりや学校教育推進会議を通じて、広報しているところでございますが、今後も広報に努めてまいります。

民生委員児童委員からの情報提供や要望を受ける窓口につきましては、通学路を指定している各学校で担当者を決め、窓口としているところでございます。今後も民生委員児童委員との連携を深めていくことが大切であることから、学校における担当者や要望の出し方について、年度当初に学校で行われている民生委員児童委員との会議や学校教育推進会議などの場を活用して、更なる周知に努めてまいりたいと考えております。

◆ 川崎市立学校における防犯カメラの設置状況

◎質 問

先ほどの通学路の安全対策の取り組みと同様に学校からの設置要望があれば設置を推進していくのか見解を伺います。

◎答 弁

平成 27 年度における設置状況につきましては、9校 31 台、設置費用の合計は約 1,260 万円でございます。また、平成 27 年度末時点における防犯カメラの累計数は、33校 115 台でございます。

今後につきましても、児童生徒の安全を第一に考え、個人情報保護に留意しつつ、防犯カメラの設置推進に向けて、引き続き、取り組んでまいります。

◆ 児童支援コーディネーターの専任化事業について

◎質問①

専任化の状況とその効果を伺います。
全校専任化の見込み年度を伺います。

◎答 弁

はじめに、現状についてでございますが、平成 27 年度は全市小学校 65 校で児童支援コーディネーターの専任化を図り、さらに平成 28 年度は、79 校に拡充したところでございます。

次に、その効果についてでございますが、支援を必要とする児童の早期発見、早期対応が可能となり、それに伴って学校が把握する支援を必要とする児童の約 9 割に課題の改善傾向が見られているところでございます。さらに、児童支援コーディネーターと担任が連携して保護者からの相談に対応することができるようになり、学年が変わっても継続した支援が可能となる等、保護者の不安軽減につながっているとの報告を受けているところでございます。

こうした効果の検証を踏まえ、家庭環境、友人関係、発達障害等様々な要因により支援を必要とする児童に対して、自尊感情の低下を防ぎ、社会で自立して生きていく力を育むため、早期に全小学校において児童支援コーディネーターの専任化を図れるよう努めてまいります。

次に、児童支援コーディネーター専任化に伴う非常勤講師についてでございますが、市独自の配置枠として、平成 28 年度は週当たり 27 時間の非常勤講師を配置しているところでございます。平成 29 年度以降においても、現在の時間数相当の非常勤講師の配置に努めてまいります。

◎質問②

児童支援コーディネーターの専任化により、「学校が把握する支援を必要とする児童の約 9 割に課題の改善傾向がみられ、また、保護者の不安軽減につながっている」とのご答弁でした。課題になっている子どもの貧困の実態調査の中でも重要なコーディネーターの存在です。

早期に全小学校への専任化の実施をして頂くとともに、大切なのが、「児童支援コーディネーターの人材育成」です。先ほどのご答弁にもありましたように、本市独自の配置枠でもあります。人材育成の今後の取組と児童支援コーディネーターの専任化に係る財政措置については、国への要望も必要です。見解を伺います。

◎答 弁

人材育成につきましては、本市ではこれまで特別支援教育・児童指導・教育相談等の研修実施や児童支援活動推進会議における児童支援コーディネーターの情報交換等を通じて、努めてきたところでございます。今後は、経験年数や個人のスキルに合わせて選択できる研修の実施や「地域みまもり支援センター」等関係機関との連携の仕方の周知を図り、外国籍や貧困等の社会的な背景のある児童にも対応可能な人材の育成に努めてまいります。さらに、中学校の生徒指導担当者等との連携会議の充実を図り、支援の適切な引継ぎを促進してまいります。

このように小学校において支援活動の中心的な役割を担い、課題改善に大きな効果を上げている児童支援コーディネーターの定数化については、今後、国に対して要望してまいりたいと考えているところでございます。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月29日）民主みらい 露木委員 ■

◆ 学校司書配置事業費について

◎質問①

27 年度から学校司書配置モデル事業が始まりました。

配置された学校からは「配置されて大変有効だ」という声を聞いています。27年度は3年間のモデル事業の1年目でしたが、1年を経た時点での成果について伺います。

また、総括学校司書との関係、配置された学校側の受け入れ方の問題、以前より学校にボランティアとしてお手伝いいただいている方との対応についても伺います。

◎答 弁

学校司書配置モデル事業1年目の成果といたしましては、学校司書を配置することで、子どもの読書活動が充実しており、具体的には、貸出数の増加、学習支援による児童の読書活動の広がり、学校図書館の環境整備の充実などがあげられます。貸出数につきましては、モデル校7校の合計貸出数が過去4年間の平均貸出数に比べ、1.62倍に増加しております。

また、児童へのアンケートによりますと、「学校司書に、本について相談したことがある。」という問いに対して、どの学年も5月より2月のほうが相談した人数が増えています。さらに、校長や担任へのアンケートによりますと、「学校司書が図書館にいるときは、常に開錠して明かりがついていて、図書館が児童を受け入れ、来館を待っていてくれる状態となっている。そのため、児童が安心して来館することができるようになった。」という声や、「学校司書が学習状況を把握し、学習に必要な本を集めてくれるので学習時に本を使う機会が増加した。」等の声をいただいております。

次に、総括学校司書との関係、学校側の受け入れ方、ボランティアの方々との対応についてでございますが、総括学校司書は、学校を巡回したおりに、学校司書と情報共有の時間を持ち、定期的に支援をしているところでございます。

また、学校司書は、これまで図書ボランティア等で活動してきた方が多く、学校との信頼関係があり、司書教諭とも協力して学校図書館運営をしているところでございます。

さらに、学校司書は、図書ボランティアの方々に対し、適切な支援や助言を行い、司書教諭と図書ボランティアとの間をつなぎながら、学校図書館の活性化や子どもたちの読書活動の推進に取り組んでいるところでございます。

◎質 問②

一方、配置された学校司書からは1日3時間という限られた時間の中での対応がなかなか難しい等の課題が聞かれます。教育委員会としてはどのような課題があるかと考えるのか伺います。

また、これまで「専任、専門、かつ常勤の学校司書」を配置するよう請願で採択されており、議会の答弁から資格要件について検討する旨の答弁をいただいておりますが、検討している内容について伺います。

また、モデル事業以降の学校司書配置事業の将来像について伺います。

◎答 弁

学校司書配置モデル事業1年目の課題といたしましては、学校司書の学習支援を年間カリキュラムに位置づけて計画的に配置していく必要があることや、1日3時間、年間150回の配置のため、担任との相談の時間が取れないこと、授業に対応できない日があることがございました。

平成28年度は、学校司書が、年度はじめに「学校司書年間活動計画」を学校の司書教諭と相談しながら作成し、どの時期にどのような学習があり、どのような図書資料が必要かについて把握し、準備をしております。

次に、資格要件についてでございますが、学校司書の中には司書、司書教諭の資格を有する者もおり、平成27年度の検証からは、資格の有無に関わらず学校司書配置による効果があらわれていると考えております。今後も、国の動向をふまえながら、さらに資質の向上について検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、今後の配置についてでございますが、28年度はモデル校を14校に拡充いたしました。モデル事業以降につきましては、3年間のモデル事業の効果の検証を十分に行った上で、小学校全校配置に向け、関係局と調整を図りながら検討を進めてまいります。

◆ 川崎市高等学校奨学金補助金について

◎質問①

経済格差が広がり、生活に困窮する家庭が増加し、貧困家庭の子どもが6分の1とも言われています。本市の高等学校奨学金は返済不用の給付型であり、対象者に大変有効なものですが、困窮家庭の増加などにより応募が増え、認定される基準が上がっていると思われま。

27年度の応募者数と認定されなかった人数、そのうち世帯の総所得と学業成績の基準共に該当するにも関わらず、認定されなかった生徒の人数を伺います。成績の基準が3.5ですが、実際に認定された生徒の成績はどのくらいか伺います。

また、所得基準、学業成績共にクリアされていても限られた予算という理由で認定されなかった方が認定されるには、あとどのくらいの予算が必要だったのか伺います。

◎答弁

平成27年度の川崎市高等学校奨学金の申請者数、採用されなかった人数等についてでございますが、申請者数は入学支度金で217名、学年資金で899名、奨学生として採用されなかった方は入学支度金で60名、学年資金で325名でございます。そのうち、基準日に市内在住であること、中学3年前期又は前年度的全履修科目の評定平均値が3.5以上であること、前年度の世帯の総所得が一定の基準以内であること、といった申請基準は満たしているものの、予算の範囲内で決定するため、成績の採用基準が入学支度金で3.7以上、学年資金で3.8以上となった結果、採用されなかった申請者は、入学支度金で40名、学年資金で141名でございます。

この40名と141名の申請者に対し、入学支度金又は学年資金を支給するために必要な金額についてでございますが、試算した金額といたしましては、およそ920万円でございます。

◎質問②

本来の目的から言えば、奨学金の給付基準に該当する生徒すべてが認定され給付されるべきものと考えますが、そうならないのは予算枠があり予算が不足したためとのこと。困窮世帯に対する生活保護や就学援助については基準に達した方すべてが認定されます。十分検討し、次年度への予算措置をすべきと考えますが、見解を伺います。

◎答弁

川崎市高等学校奨学金につきましては、川崎市独自の制度として、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒で、市内在住、成績要件、所得要件の申請基準を満たした方に対し、予算の範囲内で奨学金を支給するものでございます。したがって、申請者の総数、成績、学年、公立・私立高等学校の割合、といった申請状況により予算を上回る場合には、申請基準を満たした方全員に奨学金を支給できない状況でございます。

教育委員会といたしましては、申請基準以内であるにもかかわらず採用できなかった方がいらっしゃることを踏まえ、必要な予算の確保につきまして関係局と協議してまいりたいと考えております。

◆ 習熟の程度に応じた指導推進事業について

◎質問

我が会派はこれまで児童生徒の基礎学力の向上のため、習熟度別学習、課題別学習、少人数指

導などの充実を求めてきました。

習熟の程度に応じた指導推進事業費については、平成27年度決算において、およそ88万円と極めて少額な事業費で取り組まれております。

まず、平成26年度より開始された本事業ですが、これまでの研究校における成果と課題について伺います。

来年度より、市内全小中学校において、算数・数学の少人数指導を実施することです。具体的な内容を伺います。また、算数・数学より開始する理由について伺います。他の教科への展開は予定されているの伺います。

児童生徒が、自らの学習レベルに応じたコースを選択する際、どのような指導がなされるのか伺います。

今後、習熟度別クラスの導入に伴い、教員等の人的配置の確保や指導計画・カリキュラム等の情報共有、空き教室などの教育環境の整備が求められます。それぞれどのように検討されているのか伺います。

◎答 弁

本事業は、すべての児童生徒が授業で「100%わかる」ことをめざして、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を行っているものでございます。

はじめに、これまでの研究推進校における成果につきましては、全国学力・学習状況調査における算数・数学の授業への理解度が改善され、「分からないことが質問しやすい」、「困っているとすぐ先生に聞ける」などの児童生徒の声が寄せられております。課題といたしましては、児童生徒の習熟の程度に応じた教材の開発、人的配置の工夫、教室環境の整備等がございます。

次に、算数・数学の少人数指導の具体的な内容につきましては、1学級を2つに分けたり、2学級を3つに分けたり、学校の指導体制に応じて編成し、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を行ってまいります。

次に、対象教科を算数・数学とする理由につきましては、川崎市学習状況調査から、理解度の差が最も大きい教科が算数・数学であること、また、算数・数学の授業において児童生徒の学力差に応じた指導の必要性を感じている教員も多いことから、算数・数学の指導方法の改善が必要であると考えたところでございます。

次に、他教科への展開につきましては、それぞれの教科等の特性や導入した場合の効果などを踏まえ、慎重に検討してまいります。

次に、学習課題の選択につきましては、日頃の授業から、一人ひとりの学習状況を丁寧に把握し、具体的な学習内容を示すことで、児童生徒が自ら選択できるように指導してまいります。

次に、人的配置につきましては、各学校で時間割を調整し、算数・数学の授業に複数の教員で対応できるように展開してまいります。また、指導計画・カリキュラム等につきましては、各学校の担当者で構成する「指導担当者会」等において情報を共有してまいります。教育環境の整備につきましては、一時的余裕教室の活用、またその教室が無い場合には1つの教室で2つの学習集団に分ける等、各学校において柔軟に対応することを検討しております。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月29日）共産党 片柳委員 ■

◆ 高校生の働く権利の周知について

◎質問①

先日私が相談を受けた20代前半の男性は、アルバイト先で約束した給料より安い時給で働かされ、仕事で怪我をしたのに正規の労災の手続きがされず、足を引きずったまま1ヶ月以上働いた、と話していました。

こうした違法な職場が高校生のアルバイトの場にもあふれています。高校生自らがこうした違法状態に気付き、自ら解決に向かって動いたり労働組合にもつながったりできるように、様々な場面で働く権利を知らせることが重要です。

昨年の6月議会で、私がこの問題について、働く権利をわかりやすく知らせるリーフレットの普及を求めて質問した際、教育長は「リーフレットの指導への活用や、ポスターの掲示に取り組みたいと答弁されましたが、その後の取り組み状況はどうなっているのでしょうか。

◎答 弁

市立高校の生徒がアルバイトをする際には、雇用や労働条件についての理解を深めることは大切なことであると認識しております。

各学校におきましては、生徒の実態に応じてリーフレットやポスターの掲示、ハローワークから外部講師を招いた出前講座等を実施しているところでございます。

◎質 問②

ブラックバイトといわれる労働状況の広がり、厚生労働省は今年2月まで「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」を行いました。その結果、60.0%の高校生が労働条件通知書等を交付されていないと回答、口頭でも労働条件の説明を受けていない方は18%にのぼりました。また32.6%の高校生が「労働条件等で何らかのトラブルがあった」と回答しています。

さらに厚生労働省は、事業主団体への要請や、まんがやインターネットを活用した啓発と労働法教育、労働相談への対応などの取り組み強化を行うこととしています。

こうした厚労省の取り組みに対して、どのような認識と取り組みを考えているのでしょうか。

◎答 弁

高校在学中にアルバイトをする必要がある生徒に対しましては、アルバイトにより生活や学習に支障が生じないように啓発を行うことは大切なことと捉えております。

各学校におきましてはカリキュラムに基づき、公民科の現代社会や政治・経済での雇用や労働問題について学習する単元において労働条件や働く権利に関しての理解を深めております。

この度、厚生労働省が実施した「高校生へのアルバイトに関する意識等調査」におきましては、高校生自身が効果的と考える労働関係法規の周知方法の一つとして「高校の授業で教える」との意見もあることから、今後の厚生労働省と文部科学省の協力により開発する学習プログラムの動向を注視してまいります。

◆ 就学援助について

◎質 問①

2015年度の小中学校のそれぞれの認定率と基準額についてうかがいます。

◎答 弁

平成27年度の本市の就学援助の小中学校の認定率は、11.76%、中学校の認定率は15.64%で、4人世帯の認定基準額は337万円でございます。

次に、県内の政令指定都市の認定率及び認定基準額でございますが、横浜市は小学校が13.34%、中学校が16.17%、認定基準額は344万円で、相模原市は小学校が14.72%、中学校が17.47%、認定基準額は340万円とっております。

◎質 問②

この間の生活保護基準の引き下げに伴って、世帯の所得合計額が認定基準を超過しているとい

う方は小学校や中学校でそれぞれ何人いたのでしょうか、伺います。

こうした世帯への支援をどのように行っているのか、伺います。

◎答 弁

生活保護基準の見直しの影響を受けたと考えられる人数につきましては、平成27年度は小学校が200人、中学校が66人、平成28年度は、8月末現在で小学校が143人、中学校で54人でございます。

本市では、認定基準を超過した児童生徒の保護者に対し、認定基準額を超過していても援助を要する場合の対応について御案内しており、家計の急変や高額な医療費を支払った場合など、特別な事情があると認められた場合には、認定基準額を超過していても認定しているところでございます。

◎質 問③

横浜市では、年度当初の申請時期を過ぎても事由発生時にさかのぼって就学援助が認定されます。年度末に近づいた2月に申請しても、年度当初に申請事由に該当していれば、4月にさかのぼって支給される仕組みです。学校から来るたくさんの書類の中で、就学援助の制度を充分に知らないまま、時間がたってしまう人も少なくないと思います。必要な家庭が制度を利用できるように、横浜市のように申請事由発生時にさかのぼっての認定を行うべきと思いますが、伺います。

◎答 弁

本市においては、就学援助の申請漏れを防ぐことを目的として、年度当初に申請書とお知らせを一体化した「就学援助制度についてのお知らせ」を児童生徒全員に配布し、就学援助を必要としない方も含めて全員から回収しているところでございます。

なお、年度途中で保護者の急な失業などにより家計が急変した場合は、その事由が発生した日付に遡及して認定しているところでございます。

◎質 問④

体育で使う武道の道着や防具、生徒会費やPTA会費なども援助対象に加えるべきと、私たちは過去にも質問してきました。それに対して「庁内で議論を重ねたい」という答弁が続いています。議論の状況を伺います。

◎答 弁

本市においては、平成26年度から中学校のクラブ活動費を就学援助の費目に追加して支給しているところでございます。

体育実技用具費、生徒会費、PTA会費の支給項目への追加につきましては、引き続き関係局と協議してまいりたいと考えております。

◆ 中学校給食について

◎質 問①

事業契約書によると、設計完了時に「設計モニタリング」が行われることとなっており、モニタリングには配送計画も含まれることとなっています。昨年10月の総務委員会で、南部給食センターからの配送計画について、当初の配送計画では要求水準を満たさない可能性がある指摘しましたが、その後配送計画が変更されました。

独自に実際のテスト走行なども行ったとのことですが、どのような検討が行われて変更されたのか伺います。

◎答 弁

学校給食センターと各中学校間の配送計画につきましては、昨年10月の総務委員会におきまして、事業者提案に基づく配送計画の当初案をお示しし、その後、配送経路等のさらなる検証と見直しを行い、昨年11月の総務委員会におきまして、配送計画の修正案をお示したところでございます。

現在の計画案では、配送時間は、最大でも約60分と想定しているところでございますが、各配送経路につきましては、市職員による試走を実施し、より効率的な経路となるよう、検証を進めているところでございます。

また、平成29年4月には、給食時間を含めた各中学校の時刻が決定されますので、各学校給食センターの開業準備期間中に、実際に走行する配送車による実地走行を行い、各中学校の時刻に合わせた配送計画となるよう調整を図った上で、最終的な配送計画を決定してまいります。

◎質 問②

学校給食の調理については「当日調理」が原則とされていますが、川崎市の給食センターでは、前日に調理や食材の下ごしらえなどを行う予定はないのか、伺います。

◎答 弁

文部科学省の学校給食衛生管理基準では、調理過程において、給食の食品は原則として前日調理を行わないこととされておりますことから、切裁や加熱などの調理は当日に行っていきたいと考えているところでございます。

一方で、基準では、食品の検収・保管において、生鮮食品は、原則として、当日搬入するとともに、一回で使い切る量を購入すること、また、当日搬入することができない場合には、冷蔵庫等で適切に温度管理するなど衛生管理に留意することとされております。

このため、前日納品が想定される、タマネギ、キャベツ、白菜等の野菜類につきましては、外側の皮や葉を除去するなど、食品を衛生的に冷蔵庫等で保存するための下処理を、前日に行うことも検討しているところでございます。

こうした、検収・保管・調理業務に係る詳細な事項につきましては、安全・安心で美味しい給食を確実に提供するために、事業者との運営協議等において、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

◎質 問③

配膳室については、多くの学校で1箇所のみでの設置とされているようですが、大規模校では1箇所のみでの配膳室では不十分だという指摘がされています。2棟に校舎が別れている大規模校で配膳室が一つしかなければ、生徒にも先生にも大きな負担となってしまいます。配膳室を複数設置する学校はあるのか。学校の希望や実情に合わせて、複数の配膳室の設置をすすめるべきと考えますが、学校現場との検討状況を伺います。

配膳員の業務内容と学校ごとの配置人数、栄養士の配置状況などについて、現在の検討状況を伺います。

◎答 弁

はじめに、学校給食センターより給食の配送を受ける中学校における、配膳室等の整備についてでございますが、整備にあたりましては、各学校の対象食数に応じた配膳スペースや配膳動線等を考慮し、学校との調整の上、その配置や規模等を決定しておりまして、配送校48校のうち、工事予定のない川崎高等学校附属中学校を除き、今年度末までに38校の工事が完了し、来年度には残りの9校の工事が完了する予定でございます。これらのうち、普通教室の配置状況等から、

配膳室を複数設置する学校は、西中原中学校、稲田中学校、西高津中学校など、14校でございます。

次に、生徒への食缶等の受渡しを行う配膳場所についてでございますが、それぞれの学校によって、生徒数や校舎の配置等が大きく異なるところでございますので、各学校においてヒアリングや現地確認を行いながら、学校が安全かつ円滑に給食を運営することが出来る効率的な手法となるよう、配膳室に加え別途配膳場所を設けることも含め、検討を進めているところでございます。

次に、配膳業務等についてでございますが、配膳室から各教室までの食器、食缶等の運搬は、各学校における生徒の安全面を考慮した運用、指導のもと、生徒自身が行うことを基本としてまいりますが、生徒への受渡しなどについては、別途、配膳業務として委託してまいりたいと考えております。

委託業務の主な仕様といたしましては、コンテナの受領・配置や、パン・デザート・牛乳等の直送品の仕分け、食物アレルギー対応食の受渡し、配膳室の衛生管理業務等を想定しているところでございます。

また、配膳員の配置人数につきましては、配膳場所の検討と合わせ、学校と引き続き調整しながら、検討してまいります。

次に栄養士の配置についてでございますが、現在、自校調理方式の犬蔵中学校及び中野島中学校、合築校方式の東橋中学校に、各1名配置するとともに、はるひ野中学校は、小学校の栄養教諭の兼務発令により、対応しているところでございます。

学校給食センターの栄養士の配置につきましては、小学校や特別支援学校も含め、学校給食全体でのさらなる食育の充実が図られるよう、食育指導や食物アレルギー対応、給食管理等のあり方、教職員の役割等を踏まえ、実施までの間に引き続き検討してまいります。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月29日）自民党 吉沢委員 ■

◆ 教職員の民間研修について

◎質問①

人は人にしか育てられません。教員の資質向上はある意味教育現場の全てといっても過言ではありませんが、その資質向上に寄与する民間研修について、平成27年度の事業について伺います。

併せて、昨年12月の議会質問に対し今年度は拡充するとの答弁でしたが、平成28年度の状況について伺います。

併せて本事業の効果測定について伺います。

また、決算書には事業費が計上されていませんが、その理由についても伺います。

◎答 弁

本市におきましては、学校運営に積極的に参画する資質能力を高めることを目的とした新任総括教諭研修の対象者全員の中から、希望者を対象に民間研修を実施しております。平成27年度は7社において10名の希望者が、夏季休業中に5日間の日程で、研修に参加いたしました。平成28年度は1名増員し、11社において11名が、研修に参加しております。

参加者からは、「チームとして働く意識の高さ、若手の育成、ニーズに合った事業展開など、教育現場にあてはめて考えることができた」、「リーダーが目的や目標を明確に示して職員が共有し、前向きに取り組む職場の土壌づくりの大切さを学ぶことができた」などの感想が寄せられており、効果があるものと考えております。

事業費につきましては、民間の社会奉仕団体や受け入れ事業所等の協力により、予算計上の必要なく実施しておりますので、決算書に反映されておられません。

◎質問②

現在の課題と、来年度に向けての事業展開について伺います。

併せて本事案の意義について教育長に見解を伺います。

来年度から教職員の人事評価も県から市へ移管される事になります。人材育成の観点から評価指標に何らかの工夫が必要ではないかと考えますが見解を伺います。

◎答 弁（教育長）

はじめに、民間研修の課題についてでございますが、研修の対象となる新任総括教諭につきましては、各学校における組織力の強化、若手教員の育成、地域との連携などの課題に対応するため様々な研修がございます。

民間研修につきましては、研修機会の確保等に課題がございますが、来年度につきましても、民間体験を希望する教員が事業所等において研修できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、教職員の人事評価についてでございますが、これまでも教職員一人ひとりに応じた人材育成と能力開発を行うことを念頭に、各教職員が学校目標等を踏まえた自己目標を設定して職務に取り組み、年度末にその職務の達成状況やプロセス等を評価してまいりました。

あわせて、人事評価制度については、管理職との面談による指導・助言を通じて教職員の資質、能力の向上に資する側面も持ち合わせております。

民間研修への参加は教職員にとって貴重な経験であり、その成果を日常の業務や教科指導等に活かしていくことは重要なことであると考えております。

このような経験を活かし、学校運営や児童生徒の指導等へ寄与するなどの成果が認められた場合に、これが適切に評価に反映されるよう、人事評価の制度内容について研究を進めてまいります。

現在は、平成 29 年 4 月の県費教職員の市費移管に向けて準備を進めており、この中で、教職員に関わる実績や能力等の評価につきましても、評価基準の設定等の研究を行っているところでございます。

◆ 少人数指導等非常勤講師配置事業費について

◎質問①

はじめに少人数学級のメリット及びデメリットについて伺います。

また、事業費の内訳について伺います。

◎答 弁

県から配当されている指導方法工夫改善定数を研究指定として活用し、少人数学級を実施している小学校からは、「担任の指導や配慮が行き届きやすい。」、「学習指導や児童指導において、多面的にきめ細かく児童や家庭と関わることができる。」、「児童の安定した人間関係が構築され、より良い学習や生活環境が整備される。」などの報告を受けております。

他方、児童の人間関係が固定化したり、いろいろな児童と学びあう機会が制約されるおそれなどがあるため、指導方法の工夫等の配慮が必要との報告も併せて受けております。

次に、平成 27 年度の少人数指導等非常勤講師配置事業費につきましては、指導方法工夫改善定数等を学級担任に振り替える学校等において、少人数指導又はチーム・ティーチングを行なうための教員として、非常勤講師を 39 校の小学校に配置いたしました。

◎質問②

本市の小学校に於ける 1 学級当たりの平均児童数及び全児童数を正規教員数で除した教員一人

が担任する児童数を伺います。

◎答 弁

1年以上の長期欠席児童を除いた実学級数の1学級あたりの平均児童数につきましては、平成28年5月1日時点において、全学級で少人数学級を実施している小学校1年生及び2年生全体で29.4人、一部の学級で少人数学級を実施している小学校3年生から6年生全体で、31.8人、全学年で31.0人となっております。

次に、教員1人あたりの児童数につきましては、平成28年5月1日時点において、規定分定数から校長、教頭、養護教諭、栄養教諭を除いた場合、25.5人となります。

また、通級指導教室と研修や派遣以外の規定外定数を合算した場合、23.0人となります。

◎質 問③

少人数学級で学力が向上すると言われていますが、因果効果について数字でお示ください、また、「いじめ」「不登校」「暴力行為」「小一プロブレム」等については、どのような効果が見えているのか、その因果効果を同様にお示ください。また、少人数政策の効果測定については、どのような取り組みが行われているのか伺います。

◎答 弁

少人数学級の教育効果につきましては、国や他の自治体におきましては、児童の学力、学習意欲、不登校、欠席率等への影響について定量的な効果検証に取り組んだ事例がございますが、本市におきましては、小学校3年生以上で少人数学級を実施している小学校からの報告書による定性的な効果を確認しているところでございます。

また、学力等に影響を与える要因は、家庭や地域の状況等を含めて様々であることから、国におきましては、今後、有識者を交えて、少人数学級の取組が学力等に及ぼす影響について、詳細に検証する予定としております。

本市におきましては、各学校がその実情に応じて、少人数学級も含め、きめ細やかな指導が行えるよう、規定外定数や非常勤講師を有効に活用しながら、教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えておりますので、国等の効果検証の取組や定数改善の動向等を踏まえながら、少人数学級のあり方について検討してまいります。

◎質 問④

具体的に伺いますが、少人数学級、すなわち学級規模の縮小による学力の向上に与える影響をどのようなデータに基づいてどのように捉え分析しているのか伺います。

◎答 弁

本市におきましては、県の研究指定等の制度を活用し、平成16年度から小学校1年生、平成17年度から小学校2年生に35人以下学級を実施するなど少人数学級を推進してまいりました。

このような取組を進める中、国において、平成23年度に義務標準法の改正により小学校1年生において35人以下学級が法制化され、平成24年度に小学校2年生の36人以上学級を解消するために必要な定数が予算化されたことから、本市における小学校1年生と2年生の全学級が35人以下学級となっております。

次に、本市における小学校3年生から6年生までにおきましては、規定外定数等を有効に活用しながら、各学校の実情に応じて、少人数学級や少人数指導等によりきめ細やかな指導を実施しているところでございます。

さらなる少人数学級の実施の拡大を推進するためには、国の法改正による定数措置や定数改善

による予算の拡充が不可欠と考えているところでございます。

◎質問⑤

本市の少人数学級の保護者における認知度はどの位なのか伺います。また、保護者及び教員が少人数学級に関してどのような意見をもっているのか伺います。

◎答 弁

本市の保護者における少人数学級の認知度につきましては、教育委員会が独自にアンケート調査等を実施したことはございません。

次に、県から配当される指導方法工夫改善定数を研究指定として活用し少人数学級を実施している、多くの学校から、「学級の人数が減ったことで、先生の目が行き届き安心できる。」、「落ち着いて学習しており、きめ細かな支援を受けることができている。」、「子どもたちも友達の意見をよく聞いて、発表をしていて成長を感じた。」、「今後も、続けて欲しい。」等の意見が保護者や教員からあるとの報告を受けております。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月29日）公明党 吉岡委員 ■

◆ 学校トイレについて

◎質問

学校トイレ環境整備事業に取り組んでいますがこれまでの実績を伺います。また、ユニバーサルトイレの整備状況を伺います。避難所として使用される体育館のトイレですが洋式化率を伺います。一般教室に付随するトイレの洋式化率を伺います。

今後の取組みも伺います。

◎答 弁

平成20年度から床の仕様が湿式である等の古いタイプのトイレしかない134校を対象に洋式便器の設置、床仕様のドライ化、自動水栓への変更等を行う学校トイレの快適化事業に取り組んでいるところでございまして、増改築によるトイレの整備を行っている学校を合わせますと、平成27年度末において今後の学校トイレ快適化事業の対象校は、残り38校となっているところでございます。

次に多目的トイレ及び障害者が利用できるトイレの整備状況につきましては、小学校113校のうち105校、中学校52校のうち49校において整備されているところでございます。

また、学校トイレの洋式化率につきましては、平成27年度末時点で校舎においては58%、体育館及び武道場においては41%となっております。

今後につきましても、トイレの快適化事業を着実に推進するとともに、平成28年度からは、学校施設長期保全計画における改修工事にも着手しておりますことから、引き続き学校トイレの快適化に取り組んでまいります。

◆ 学校司書モデル事業について

◎質問①

モデル事業の実施結果を伺います。

これまで、司書教諭配置について教育委員会は教員に発令し、図書ボランティアに図書室の業務の一部をお願いしてまいりました。図書室は読書の場ではありますが、児童生徒においては自身の格好の居場所にもなります。この様な使われ方も大変意義あることだと考えます。図書室でこのような児童生徒とのかかわりはボランティアでは難しいことでもあります。

こうした図書室の役割が選任化で常駐としたモデル事業ではどうだったのか伺います。また、生徒、教師等の評価を伺います。

◎答 弁

はじめに、平成 27 年度から開始いたしました学校司書配置モデル事業の実施結果についてでございますが、貸出数調査、校長や担任、児童からのアンケート調査、各区指導主事によるモデル校訪問等により検証を行ったところでございます。

検証の結果から、学校司書が常にいることにより、児童が安心して来館し、読書に親しむことができるようになったことや、図書館に気軽に足を運び、本を手にとって楽しく過ごす児童が増えたことがわかりました。これまで、図書ボランティアの方々に学校図書館を支えていただいておりますが、モデル校では学校司書が配置され、学校図書館がより児童の過ごしやすい環境になってまいりました。

本市では、15 年以上の長きにわたり、図書ボランティアの方々が学校図書館の充実のため、様々な活動にご尽力いただいております。この間、教育委員会といたしましては、図書ボランティア研修会等を開催し、図書ボランティアの育成に力をいれ、基盤を作ってきたところでございます。学校司書の中には図書ボランティアを経験された方々も多数おりますので、今後も司書教諭、総括学校司書、学校司書、図書ボランティアと連携を深めながら、学校図書館のよりよい環境づくりに力をいれてまいりたいと考えているところでございます。

次に、児童や教師からは、学校司書が本についての相談に親身になってくれるので、自ら本を手にするようになり、読書量が飛躍的に伸びていると聞いております。

次に、今後の配置についてでございますが、28 年度はモデル校を 14 校に拡充いたしました。モデル事業以降につきましては、3 年間のモデル事業の効果の検証を十分に行った上で、小学校全校配置に向け、関係局と調整を図りながら検討を進めてまいります。

◎質 問②

次に、学習での活用、授業等での活用について伺います。

◎答 弁

学校司書による学習支援では、授業に使う図書資料の準備や授業の関連本の特設コーナーを設置することにより、児童の学習活動や読書の幅が広がっております。

また、児童が学校司書から様々な本の活用の仕方についてアドバイスを受け、自主的に調べ学習が進み、学習・情報センターとしての機能が充実してまいりました。

平成 28 年度は、学校司書が、年度はじめに「学校司書年間活動計画」を学校の司書教諭とともに作成し、どの時期にどのような学習があり、どのような図書資料が必要かあらかじめ相談し準備をしております。今後も、学校司書と担任との連携をさらに進め、学習における学校図書館の活用を充実してまいりたいと考えております。

◆ 校務支援システムについて

◎質 問

校務支援システムの稼働状況を伺います。教師の評価についても伺います。通知表が手書きからプリントアウトに代わりましたが評価を伺います。教師の学校滞在時間管理を今後どうするのか伺います。

◎答 弁

小中学校におきましては、指導要録、出席簿、健康診断票、通信表を必ず校務支援システムで

作成することになっており、すべての学校で順調に稼働しております。

校務支援システムに関する教師の評価についてでございますが、平成 27 年度末に行ったアンケートでは、システム導入により「事務作業の効率化がはかれた」と「やや効率化がはかれた」の回答を合わせると 71.4%であり、初年度の 58.0%より伸びており、おおむね好評ととらえております。

通信表のプリントアウトに関しましては、校務支援システム導入以前より行われており、校務の効率化という点で多くの先生方から評価をいただいております。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月29日）共産党 石田委員 ■

◆ 教員の定数内欠員について

◎質問①

2015年度の定数内欠員が小学校、中学校、高等学校、特別支援学校別に何人か伺います。
2016年度についても伺います。

◎答弁

平成 27 年度における定数確定の基準日である 5 月 1 日時点の教員の欠員数は、小学校 81 名、中学校 136 名、高等学校 36 名、特別支援学校 71 名の合計で 324 名でございます。

平成 28 年度は、小学校 124 名、中学校 114 名、高等学校は 40 名、特別支援学校 65 名の合計で 343 名となっております。

◎質問②

2016年度の定数内欠員は合計343人とのこと、昨年度よりさらに19人増えました。これまで毎回の市古議員の質問に対し「縮減に努めて参りたい」という答弁が繰り返されたのにさらに増えてしまったのはどういうことでしょうか。小学校の欠員が43人、高等学校が4人増えました。高等学校では定数393人に対し、欠員が40人にのぼり、特別支援学校では欠員数は減ったものの、定数311人に対し65人、21%にも上ります。

先の3月議会で、市古議員が、2015年度の欠員が2010年度の1.7倍になっていること、それは、①2015年度の教員採用試験の受験者数が小中学校で前年度より167人減ったこと。②合格者数が小学校ではほぼ同数ですが、中学校では34人減ったこと。さらに、③採用が決まっても辞退する人が小学校で前年より増えて57人、中学校で5人あったこと等を明らかにして、欠員解消の取組みを厳しく指摘し、改善を強く求めました。

そこで伺いますが、2016年度実施の受験者数と前年度との比較を伺います。

募集人数は、定年退職者数は明確ですからその補充と、それ以外の退職者のこの間の動向を鑑みること、及び現在の欠員をなくすだけの募集計画になっているのか具体的に伺います。

◎答弁

はじめに、平成 28 年度実施の教員採用候補者選考試験の受験者数は、小学校 627 名、中学校 563 名、特別支援学校 102 名、高等学校の工業科 2 名でございます。なお、工業科を除く、高等学校につきましては、中学校に含めて募集しております。

平成 27 年度と比較して、小学校は 61 名の減少、中学校は 19 名の増加、特別支援学校は 27 名の増加となっております。平成 27 年度におきましては、高等学校工業科の選考試験は実施しておりません。

次に、平成 28 年度の教員採用候補者選考試験における募集人員につきましては、定年退職予定者数と、それ以外の退職者見込み数との合計人数を上回るように設定しており、新規採用者

と併せて、定年退職者の再任用を見込むことによって、現在の欠員を一定程度縮減できるものと考えております。

◎質問③

定数内欠員の解消のためには、教育への熱い志を持った人を、川崎の学校にきてもらうような、川崎の教員になりたいと思えるような教育環境と処遇の改善に取り組むことが重要です。

来年度から、県費負担教職員の給与費が都道府県から政令市に移管されます。

あわせて、学級編成基準、教職員定数の設定基準等も市に権限が委譲されます。2014年度から教育委員会に「県費教職員移管準備担当」が設置されました。2015年度中の取組とこれまでの検討状況を伺います。

◎答弁

県費教職員移管準備担当では、県費負担教職員の給与等の負担や学級編制基準及び教職員定数の決定に関する権限の移譲に向け、準備を進めているところでございまして、具体的には、政令市が初めて行うこととなる教職員定数や国庫負担金に関する事務、勤務条件制度に係る関係部局や職員団体との調整、人事・給与システム、職員情報システムの改修などを進めてまいりました。

教職員定数事務等につきましては、現在、文部科学省からの実施依頼に基づき、神奈川県との協力を得ながら、シミュレーションを行っており、11月中の関係調書の提出に向けて、鋭意、作業を進めているところでございまして、その後、同省が確認を行い、本市に回答がなされる予定となっております。

教職員定数等の権限移譲に際しては、文部科学省から「制度改正の前後で学校現場に大きな混乱が生じないように留意する必要がある。」とされておりますので、こうした留意事項等を踏まえながら、権限移譲時の対応について検討を進めているところでございます。

また、勤務条件につきましては、本市の制度に合わせることを基本としながらも、義務教育諸学校における勤務の特殊性を踏まえた制度の整備や、一部の手当については経過措置を講ずるなどの調整を図ることとし、本年6月に、川崎市教職員組合と大綱合意いたしました。

現在は、条例・規則等の整備や関係部局と運用上の調整を図るとともに、人事・給与システム、職員情報システム等の改修など、平成29年4月の円滑な移管に向けて作業を進めているところでございます。

◎質問④

教員については、「公務員のうち教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、給与、研修などについて規定した法律」いわゆる「教育公務員特例法」に基づきます。勤務条件について、先ほど「本市の制度に合わせることを基本としながらも、義務教育諸学校における勤務の特殊性を踏まえた制度の整備をはかる」とのことです。よってたつ法律に基づく勤務条件は、この「教育公務員特例法」に基づくと考えますが伺います。

◎答弁

教育公務員を含めた、地方公務員の給与等の勤務条件につきましては、地方公務員法による職務給の原則、均衡の原則、情勢適応の原則などに基づいて、条例で定めることとされており、さらに、教員公務員につきましては、教育公務員の職務と責任の特殊性に鑑み、教育公務員特例法等に基づき、条例等で別途、措置しているところでございます。

◎質問⑤

勤務条件についてですが、学校現場の多忙化が指摘されて久しくなっています。こどもと向き合う時間を確保するため、休憩時間も取れずに業務を行なっている実態があると聞きます。昨年度は新任教員を含め定年退職者以外の退職者が想定を上回りました。教員全体の休職者75名のうち、精神疾患は54名に上るといわれています。教育水準を確保するには、教職員が健康で生き生きとした状態の中で、教育の職務を遂行する必要があります。2014年7月23日の総務委員会において、政令市移管問題をどう受け止めるのか、確か最初の委員会質疑であったと認識していますが、そのなかで当時の職員部長は「権限委譲のメリットを十分生かせる形にしなければ移管の意味が乏しくなる。教育委員会あげて、これまでと同様、あるいはそれ以上の教育環境を整えるような努力をしてみたい」と答えられました。また教育長は決意を問われ「少なくとも現状よりもよい状態をつくるように努力をしよう」と市内で話し合っている。現場の先生方や、子どもたち、保護者の方が、この移譲があってよかったと思われるような制度設計をしていかなければいけないと思っております」と答弁されています。この決意は変わらないと受け止めていいのか教育長に伺います。

◎答 弁（教育長）

県費負担教職員の市費移管につきましては、給与負担者が県から本市に変わることと併せて、学校の設置者である本市みずからが定数配置等の判断をできるようになることから、より一層、本市の学校の実情に即した教職員配置や学校運営が可能になるものと考えております。

教育委員会といたしましては、教育水準のさらなる向上に向けて努力しながら、現場の先生方や子どもたち、保護者の方々が、この移管があってよかったと思われるようにしていくことが必要であるとの考えに変わりはございません。

◎質問⑥

教育長の決意を伺いました。

教員の勤務条件等については「教育公務員特例法」にも基づいていることをさきほど確認しました。それ以外にも、教員の勤務条件は、教育職員の職務と勤務態様の特殊性に着目して、さまざま特例法により特例が認められているところです。

しかるに、先般いただいた資料「給与・勤務条件等の制度について」の中の「制度整備の基本方針」には、「市の制度に統合することを基本とする。」とだけありますが、この表現ではあたかも「市の行政職の勤務条件や給与にあわせる。」と言っているようにも聞こえます。

また、職員団体とは大綱合意したとのことですが、一部の勤務条件に、県と比較して不利となるものも見受けられます。

教職員の給与及び勤務条件については、「教育職員の職務と勤務態様の特殊性」に配慮して、より柔軟に規定すべきと考えますが、伺います。

◎答 弁

移管後の勤務条件につきましては、本市の制度に合わせることを基本として調整してまいりました。これは、従来から市費職員である市立高等学校の教員の勤務条件制度や、義務教育諸学校における教員の職務と勤務の特殊性を踏まえたものとなっております。

県と市の制度の違いなどにより、勤務条件に若干の差異が生じる箇所ではございますが、全体として大きな変動が生じないよう、十分な調整を図っており、移管後も教員の職務と勤務の特殊性などを踏まえ、必要に応じて協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

◎質問⑦

財源についてです。

個人住民税所得割2%分が県から移譲されますが、今後の収支フレームにおける2%に相当する額は、今年の3月議会において、財政局長が、平成29年度・397億円、30年度・407億円、31年度・412億円、32年度は417億円と答弁されました。「今後の収支フレーム」では、個人住民税所得割2%の額は漸増傾向にあり、政令市移管初年度の来年度は川崎市負担分を上回り、その後も増収傾向にあると考えますが伺います。

◎答弁

現時点で把握している個人市民税見込み額のうち2%に相当する額につきましては、平成29年度は397億円、平成30年度は407億円、平成31年度は412億円、平成32年度は417億円でございます。

また、県費負担教職員給与費につきましては、神奈川県の前年度決算をもとにした試算によりますと、全体で約520億円となっておりますが、平成28年度現在では平成24年度に比べると、児童生徒数や教職員数が増加していること、また、この間、給与の増額改定もあったことなどから、給与費総額は平成24年度決算に基づく試算から増加するものと見込まれており、引き続き財源確保に向けた取り組みが必要であると考えております。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月29日）無所属 渡辺委員 ■

◆ スクールソーシャルワーカー配置事業について

◎質問

児童生徒指導事業のスクールソーシャルワーカー配置事業について、まず各区の配置状況をお示ください。学校で起こる様々な課題に対して適切な対応が求められ、また日頃からの目配り気配りが求められるポジションだと思っておりますが、その経歴や活動歴をお示ください。区内に学校は多くありますが、通常はどこで連絡が取ることができるのか、お示ください。具体的にどのような連携があったのかもお示ください。

◎答弁

はじめに、各区の配置状況でございますが、平成27年度から川崎区に2名、幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生区にそれぞれ1名ずつ、計8名配置しており、決算額は、1915万5978円でございます。

現在のスクールソーシャルワーカーは、全員が社会福祉士の資格を有し、中には、このほかに精神保健福祉士、認定心理士、教員免許を併せ持っている者もあり、課題を抱える児童生徒の環境を整える働きをしております。

次に、連絡方法についてでございますが、原則として、区役所の地域みまもり支援センター内に配置しております学校教育部 区・教育担当の担当課長が校長からの要請を受けて派遣する方法のほか、区・教育担当が状況を把握する中で必要と判断した場合には、要請がなくても積極的に派遣するようにしております。

次に、具体的な連携についてでございますが、スクールソーシャルワーカーは、小学校の児童支援コーディネーターや中学校のスクールカウンセラー等とも連携しながら、児童生徒や保護者からの相談に対応するとともに、社会福祉等の専門的な知識を活かし、こども家庭センターや児童相談所、区役所の児童家庭課や保護課等とのネットワークを活用した支援を行っているところでございます。

◆ 主権者教育について

◎質問

18歳選挙権の解禁を前に2015年文部科学省は地域の教育委員会からの求めに応じ指導のための冊子を配布しています。事細かに書かれた内容ですが、川崎市の教育委員会としてどのように活用されたのか活用しなくても対応できたのか伺います。

高校生への対応は市独自の冊子も作られ効果はあったととらえていますが、19歳の投票率をあげるために教育委員会として、市内の大学や専門学校への働きかけは行われたのか伺います。

◎答弁

はじめに、総務省・文部科学省発行の指導資料につきましては、すべての市立高等学校において、現在の3年生と本年3月の卒業生に対し、7月に実施された参議院選挙にあたり、指導資料の「投票と選挙運動等についてのQ&A」等を利用して、公職選挙法に抵触することなく、主体的に選挙に参加できるよう活用してまいりました。

次に、川崎市独自の主権者教育の手引きである「自分の意思が社会を創る」の作成につきましては、決算額は33万2,640円となっており、この手引きは小・中・高・特別支援学校全教員に配付しております。この冊子には授業実践例や授業を行う上でのポイント等が示され、それぞれの発達段階に応じて、政治への関心や集団の一員としての自覚を高めるために活用されております。実践例といたしましては、高等学校では現代社会において若者の投票率の改善に向けた手立てを検討する授業等が、小中学校では特別活動において学級をよりよくするための係活動について話し合う授業、社会科の公民的分野で選挙の意義について考える授業等が行われております。

また、大学や専門学校への働きかけにつきましては、選挙管理委員会において、構内へのポスターの掲出、市立看護短期大学での出前講座等の啓発事業を行っていると同っております。

◆ 就学援助について

◎質問

決算額は小学校の扶助費434,536,575円、中学校の扶助費が288,969,753円でした。

2015年市内小中学校の児童生徒は約10万人でしょうか。このうち就学援助の対象となる要保護児童生徒、準要保護児童生徒の割合をお示してください。

また学校給食は就学援助の対象になりますが、モデルでの先行事例もその対象になるのか伺います。

◎答弁

はじめに、就学援助認定者の割合につきましては、平成27年5月1日現在の市立小中学校の児童生徒数101,126人に対して、平成27年度に就学援助の認定を受けた要保護世帯の児童生徒は2,398人でございましたので2.4%、準要保護世帯の児童生徒は10,635人でございましたので、10.5%でございます。

次に、中学校完全給食の試行実施をしている東橋中学校につきましては、就学援助の認定者に対しまして、試行開始の平成28年1月分から学校給食費相当額を就学援助費として支給しているところでございます。

◆ 学校運営事業費について

◎質問

横浜市や横須賀市などで学校敷地内に指定廃棄物である放射能性の土砂などが置かれていたことが問題になっています。川崎市では市内で発生した放射能を含む指定廃棄物は浮島の埋立地にコンテナに入って保管されています。

学校敷地内で発生した主に雨どいの下の土砂などは多くが除去され浮島に保管されていると公表されています。このうち3か所について伺いますが1か所は保育園ですので、教育委員会関連ということで総合科学高校、東菅小学校について伺います。東菅が雨どいの下、総合科学が吹き溜まりでどちらも土砂を天地返ししたと記載されています。その後は何か対応をされたのか伺います。

◎答 弁

放射線量の測定につきましては、平成23年6月と10月下旬から11月上旬にかけての2回、市立学校の全校で実施しており、2回目の測定時には、局所的に放射線量が高くなる可能性のある雨どいの下や、吹き溜まりでの測定も行っております。

2回目の測定において、川崎総合科学高等学校では校庭隅の吹き溜まりにおいて、東菅小学校では雨どいの下で、それぞれ本市の対応の目安である0.19マイクロシーベルトを超える数値が検出されたため、天地返しによる除染を実施いたしました。

当時、川崎総合科学高等学校におきましては、上層の土を下層の土と入れ替えるため、当該個所に隣接した地面を掘り起こし、撤去した土砂を下層に埋める作業を行いました。東菅小学校におきましても同様の作業を行い、また、校舎改築中であったため、それにもなって雨どいの工事も実施されました。当該個所の一部についてはアスファルトによってふさがれ、雨水も直接地下柵に流れ込むように施工されました。

その後、平成25年2月に再度当該個所の放射線量を測定した結果、川崎総合科学高等学校は0.09マイクロシーベルト、東菅小学校は0.08マイクロシーベルトと、本市の対応の目安である基準値を下回っていることを確認しております。

■ 決算審査特別委員会総括質疑（10月7日）自民党 ■

◆ 主権者教育について

◎質問

本年6月19日から18歳選挙権が施行され、時流とも言える主権者教育が日本各地で活発化しています。

教育基本法第14条1項では「良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならない」と位置付けられており、同2項に於いては「法律に定める学校は特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならない」として政治教育の重要性を謳っています。特に第2項を尊重しつつ第1項の実質化を図らなければなりません。18歳からの投票が現実となり未成年者も参加する住民投票条例を制定する地方公共団体がある中、我国の将来を担う子供たちに対して、主権者としての自覚や知識、判断力等を育てる政治教育を充実させることが永続的に求められています。国では昨年11月、学校における主権者教育の補助教材として、冊子「私たちが拓く日本の将来」を主権者教育の推進に活用するため、全ての高校生に配布しましたが、本市における生徒への配布状況及び具体的な活用状況と共に生徒の反応について伺います。また、この補助教材と同時に教師指導テキストが関係する教員に配布されたと思いますが、どのような実践的な活用の取り組みをし、また、しようとしているのか伺います。

また、教育委員会独自で「自分の意思が社会を創る」という教員向けの主権者教育の手引きを配布していますが、この冊子の活用事例についても伺います。

併せて、特別支援学級、特別支援学校生徒も有権者となりますが、個々の障害に応じた丁寧な主権者教育が求められますが、その具体的な取り組み状況について伺います。

尚、主権者教育は、教科にかかわらず全ての教員が担わなければならないと考えますが、見解を伺います。

学校教育での、政治、選挙に関する教育は限られた時間の中で、その仕組み等については、知識として学ぶことはできますが、児童・生徒の国民主権を担う主権者としての意欲や態度の習得状況をどのように検証し判断し、その結果をどのように活かすのか伺います。

本年7月の参議院議員通常選挙の結果、本市の18歳投票率が政令市の中で、一番高いことがわかりました。これからは18歳選挙権の時代が将来にわたり続きますので、一喜一憂することはありませんが、主権者教育を推進する中、これまでのどのような取り組みが高い投票率につながったと考えているのか伺います。

また、本市市立高等学校における有権者の投票率についても伺っておきます。

また、その成果をどのように分析し、今後どのように生かす考えなのか伺います。

現代社会は、環境、人権、平和、防犯、テロ等、様々な社会問題を生み出しています。学校教育では「生きる力」の育成を目指しており、学習指導要領では生きる力を「知・徳・体のバランスのとれた力」と定義していますが、社会の様々な問題と「生きる力」を主権者教育の中で今後どのように関連付けていくのか伺います。

また、形式的で教科書的なことばかりでなく、学校現場で生の政治を扱うなど、市政や県政の場にいる政治家を招いて直接生徒に話を聞かせることや、政策討論会などの開催を求めたいと思いますが、見解を伺います。

併せて、今後の中・高校生を対象とした「主権者教育プログラム」作成についての考えを伺います。

◎答 弁

はじめに、総務省・文部科学省が発行した副教材「私たちが拓く日本の未来」につきましては、各市立高等学校において、指導計画に合わせて生徒に配付されております。選挙における留意点や討論の仕方等の学習で活用され、生徒の反応としては、「投票と選挙運動についてのQ&A」等、特に選挙権や公職選挙法違反に関わる内容への関心が高いと報告を受けております。

次に、教師用指導資料につきましては、「学校における指導に関するQ&A」をもとに理解を深めたり、授業展開の参考にするなど、今後も政治的中立の確保等の留意点を踏まえた活用をしてまいります。

次に、本市作成の主権者教育の手引きである「自分の意思が社会を創る」につきましては、小・中・高・特別支援学校の全教員に配布しております。この冊子には授業実践例や授業を行う上でのポイント等が示され、それぞれの発達段階に応じて、政治への関心や集団の一員としての自覚を高めるために活用されております。実践例といたしましては、高等学校では現代社会において若者の投票率の改善に向けた手立てを検討する授業等が、小中学校では特別活動において学級をよりよくするための係活動について話し合う授業、社会科の公民的分野で選挙の意義について考える授業等が行われております。

次に、特別支援学級、特別支援学校での取組状況につきましては、児童生徒の発達段階や障害の状態に応じて取り組んでおり、実際の投票所での投票の流れに慣れるよう模擬投票を行った例の報告を受けております。

次に、主権者教育を担う教員につきましては、主権者教育は教育活動の全体を通して行われており、全ての教員が指導に関わるものでございます。

次に、主権者としての意欲や態度につきましては、各教科等において育成されるものでございますので、それぞれの視点から評価することが望ましいと考えております。

次に、本市の18歳の投票率が高いことにつきましては、選挙管理委員会による県立高等学校を含む市内公立高等学校への啓発活動のほか、教育委員会では、市立学校教員への研修や各学校における主権者教育の取組を行ってまいりました。今後も教員への研修を継続しながら、生徒の主体的な社会参画の姿勢の育成を目指してまいります。なお、今回の市立高等学校における有権者の投票率は把握しておりません。

次に、社会の様々な問題や「生きる力」と主権者教育の関連につきましては、本市の主権者教育は、政治や選挙等の知識の習得を目指すだけでなく、社会の様々な問題に目を向けるために、政治や社会の課題への関心を高めることと、社会や地域の一員としての自覚を育むことを目指しております。これらは「生きる力」の育成に重なるものであると考えております。

次に、学校現場での政治的事象の扱いにつきましては、副教材「私たちが拓く日本の未来」においては、具体的な政治的事象を取り上げることや、政治家の協力を得ることについて必要に応じて計画的に取り組むことが記載されておりますが、実施にあたっては、学校が多様な見方や考え方のある課題について、特定の立場のみの影響を受けないよう、政治的中立性を確保し、慎重に取り組むことが重要であると考えております。

次に、「主権者教育プログラム」につきましては、本市の主権者教育の手引きである「自分の意思が社会を創る」は、主体的な社会参画の姿勢の育成を目指して作成されており、本市における主権者教育のプログラムについて、具体例を示してまとめたものでございますので、今後とも、各学校が実態に応じた主権者教育を実施できるよう支援してまいります。

◎再質問

主権者教育について再度伺います。

主権者教育を通じ、主権者としての基礎的な能力や、態度の習熟を進めているとの事ですが、対象が国政に片寄りがちのようです。生徒が居住する自治体に関心を持つことも重要と考えます

が、指導上の工夫について伺います。

また、生徒の政治活動及び選挙運動については、どのような整理が行われ指導されているのか伺います。

また、政治活動、選挙運動等の届出についての考え並びに現状について伺います。

◎答 弁

生徒が居住する自治体に関心を持つことにつきましては、「主権者教育の手引き」では、川崎市議会を取り上げ、様々な市の問題がどのような形で議論され解決されていくのか等、市議会の役割を学ぶ学習を通じ、子どもたちが地域課題への関心を持ち、地域の一員としての自覚を育てることを視点として示しており、各学校の教育課程の編成に応じて取り組むことができるようにしております。

次に、生徒の政治的活動及び選挙運動につきましては、平成27年10月の文部科学省通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」には、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう指導すること、生徒による政治的活動等は必要かつ合理的な範囲での制約を受けることとされており、これに基づいて指導をしているところでございます。また、同通知には、放課後や休日等の学校外における選挙運動や政治的活動については、家庭の理解のもと、生徒が判断し行うものとされており、市立高等学校において現在届出は求めておりません。今後につきましても、政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域の連携を図ってまいります。

◆ 「キャリア在り方生き方教育」について

◎質 問

次に、かわさき教育プランについてですが、各校における「キャリア在り方生き方教育」の昨年度の取組及び現状の浸透度について伺います。

また、このキャリア在り方生き方教育についての保護者の方々の認識度をどのように捉えているのか伺います。

また、保護者からどのような意見が寄せられていたのか伺います。

実践する基盤となるキャリア在り方生き方教育全体計画を作成する必要があるとの事ですが、一部の学校においては「今までの学校教育活動を見直し、価値付ける」という理念の共有が十分でない現状で、視点をはっきりせて、今後の取り組みの方向性を示すべきと思いますが、伺います。

キャリア在り方生き方教育を通して「人間としての在り方生き方の軸」をつくり、社会で自立して生きていくための基礎を育むとのことですが、変化の激しい社会を生きる力をつけるために「自尊感情」「自己肯定感」を高めていく必要があるとしています。そもそも自尊感情は表面的ないかなる質疑応答やまして〇×形式で計れるものではありません。とにかくキャリア在り方生き方教育の中で上っ面のきれい事や理想論を植え付けるだけでは家庭や地域での現実とのギャップがあればあるほど、予想に反して鼻持ちならない人間を作り出すような逆効果に陥りかねません。人は自己嫌悪や自己憐憫といった内面的な葛藤や呵責の念など苦悩を経て、協調性や真に他人を思いやる慈愛、他人や自分を許容出来る心が涵養されるものだと思いますが、教育現場では大変難しい指標ではありますが、どのように子ども達に身につけさせていくのか考え方を伺います。

◎答 弁

はじめに、総務省・文部科学省が発行した副教材「私たちが拓く日本の未来」につきましては、各市立高等学校において、指導計画に合わせて生徒に配付されております。選挙における留意点や討論の仕方等の学習で活用され、生徒の反応としては、「投票と選挙運動についてのQ&A」等、

特に選挙権や公職選挙法違反に関わる内容への関心が高いと報告を受けております。

次に、教師用指導資料につきましては、「学校における指導に関するQ&A」をもとに理解を深めたり、授業展開の参考にするなど、今後も政治的中立の確保等の留意点を踏まえた活用をしてまいります。

次に、本市作成の主権者教育の手引きである「自分の意思が社会を創る」につきましては、小・中・高・特別支援学校の全教員に配布しております。この冊子には授業実践例や授業を行う上でのポイント等が示され、それぞれの発達段階に応じて、政治への関心や集団の一員としての自覚を高めるために活用されております。実践例といたしましては、高等学校では現代社会において若者の投票率の改善に向けた手立てを検討する授業等が、小中学校では特別活動において学級をよりよくするための係活動について話し合う授業、社会科の公民的分野で選挙の意義について考える授業等が行われております。

次に、特別支援学級、特別支援学校での取組状況につきましては、児童生徒の発達段階や障害の状態に応じて取り組んでおり、実際の投票所での投票の流れに慣れるよう模擬投票を行った例の報告を受けております。

次に、主権者教育を担う教員につきましては、主権者教育は教育活動の全体を通して行われており、全ての教員が指導に関わるものでございます。

次に、主権者としての意欲や態度につきましては、各教科等において育成されるものでございますので、それぞれの視点から評価することが望ましいと考えております。

次に、本市の18歳の投票率が高いことにつきましては、選挙管理委員会による県立高等学校を含む市内公立高等学校への啓発活動のほか、教育委員会では、市立学校教員への研修や各学校における主権者教育の取組を行ってまいりました。今後も教員への研修を継続しながら、生徒の主体的な社会参画の姿勢の育成を目指してまいります。なお、今回の市立高等学校における有権者の投票率は把握しておりません。

次に、社会の様々な問題や「生きる力」と主権者教育の関連につきましては、本市の主権者教育は、政治や選挙等の知識の習得を目指すだけでなく、社会の様々な問題に目を向けるために、政治や社会の課題への関心を高めることと、社会や地域の一員としての自覚を育むことを目指しております。これらは「生きる力」の育成に重なるものであると考えております。

次に、学校現場での政治的事象の扱いにつきましては、副教材「私たちが拓く日本の未来」においては、具体的な政治的事象を取り上げることや、政治家の協力を得ることについて必要に応じて計画的に取り組むことが記載されておりますが、実施にあたっては、学校が多様な見方や考え方のある課題について、特定の立場のみの影響を受けないよう、政治的中立性を確保し、慎重に取り組むことが重要であると考えております。

次に、「主権者教育プログラム」につきましては、本市の主権者教育の手引きである「自分の意思が社会を創る」は、主体的な社会参画の姿勢の育成を目指して作成されており、本市における主権者教育のプログラムについて、具体例を示してまとめたものでございますので、今後とも、各学校が実態に応じた主権者教育を実施できるよう支援してまいります。

■ 決算審査特別委員会総括質疑（10月7日）公明党 ■

◆ 学校の校庭や幼稚園・保育園の園庭における土壌の安全対策について

◎質問

先月、大阪府堺市の公園で、最大で、環境基準の460倍にあたる六価クロム化合物が検出され、近隣住民の健康被害が懸念される事態となりました。

本市の場合も、過去に基準を大幅に上回るダイオキシン類が検出された経緯もあり、市民が公園や緑地などの公共施設に対する土壌汚染等に関し、心配する声があります。

平成27年度までの取組みと今後の対応について伺います。

また、併せて、学校の校庭や幼稚園・保育園等の園庭の安全対策について伺います。

◎答 弁

市立学校の校庭や幼稚園・保育園の園庭におきましては、「土壌汚染対策法」及び「公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づき、建設時や改築時において必要な対策がとられており、現在、土壌汚染対策が必要な施設は無いものと認識しているところでございます。

今後、増築等新たな工事に際しましては、土地の使用履歴に関する調査を行い、対策が必要となった場合には、関係法令等に基づき、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会総括質疑（10月7日）民主みらい ■

◆ 川崎市高等学校奨学金について

◎質 問

文教分科会の質疑で、本市の給付型高等学校奨学金において、成績の認定基準をクリアしているにも関わらず、予算が足りないために認定されないケースが、入学支度金で40名、学年資金で141名あったことが明らかになりました。限られた予算の中での認定であるため、成績面での認定レベルが、本来の基準よりも上がってしまったとのこと。平成27年度決算では4,334万円余であり、あと約920万円あれば該当者全員が給付を受けることができました。

こうした現状であるにも関わらず、平成28年度予算も平成27年度と同額であり、給付すべき分を加味した予算計上とはなっていません。まず学業成績を3.5以上とした根拠について伺います。

次に、経済的な理由によって高校進学をあきらめるなどといったことがないよう、今後、成績基準に達した該当者すべてが給付を受けられるよう予算計上すべきです。見解を伺います。

◎答 弁

成績の申請基準につきましては、平成25年度に高等学校奨学金制度を見直した際に、神奈川県が実施した「学習評価に関する調査」を参考に、本市立中学校に通う3年生の全科目の成績の平均値を算出した結果、およそ3.38となりましたので、それを踏まえ3.5以上としたところでございます。

本市高等学校奨学金につきましては、市内在住、成績要件、所得要件の申請基準を満たした申請者に対し、予算の範囲内で奨学金を支給するものでございます。

したがいまして、申請者の総数、成績、学年、公立・私立高等学校の割合、といった申請状況により予算を上回った時には、申請された方には申し訳ございませんが、申請基準を満たした方全員には奨学金を支給できない場合があります、平成27年度及び28年度にはそのような事態となったところでございます。

教育委員会といたしましては、この事業が、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒にとって有意義な制度であると十分認識しているところでございますので、申請基準を満たしているにもかかわらず採用できなかった方がいらっしゃることを踏まえ、必要な予算の確保に向けて関係局と協議してまいります。

◎再質問

予算額超過のために、入学支度金については、平成27年度は40人、28年度は49人、学年資金については、平成27年度は141人、平成28年度は189人、所得と成績条件をクリアしているにもかかわらず、採用されませんでした。

申請者の増に伴い、採用基準も年々高くなり、平成28年度は入学支度金で3.8、学年資金では3.9となっています。5段階評価での3.5を大きく上回っている状況です。

「能力があるにも関わらず、経済的理由のために修学が困難な方」を対象としている本来の目的と趣旨に鑑み、平成28年度分については、追加での予算措置をおこない、申請基準をみだす学業成績3.5以上であるにもかかわらず、採用されなかった238人を救済すべきと考えますが、見解を教育長に伺います。

◎答 弁（教育長）

本市高等学校奨学金につきましては、制度の目的を踏まえ一定の申請基準を設けて募集を行い、予算の範囲内で奨学生を決定することから、申請の状況に応じて採用基準を設けているところでございます。

平成28年度の入学支度金については、平成27年11月に募集を行い、本年1月に認定後、高等学校入学後の4月に進学届等を提出していただき、5月に支給を完了しております。また、学年資金につきましては、6月に募集を行い、7月に認定後、8月に支給を行ったところでございますので、追加で決定することは難しい状況でございます。

教育委員会といたしましては、子どもの貧困対策においても教育の支援が求められており、全ての子どもたちが夢や希望を抱いて充実した人生を歩める社会を構築することは重要であると考えておりますので、本市高等学校奨学金の申請者数が増加傾向にあることを踏まえ、申請基準と採用基準が乖離することが少なくなるよう、予算の確保に向けて関係局と十分協議してまいります。

■ 決算審査特別委員会総括質疑（10月7日）共産党 ■

◆ 就学援助について

◎質 問

川崎市でも就学援助制度についてはその改善に一定取り組んできたものの、2015年度の本市の就学援助認定率は12.9%で、神奈川県全体の15.6%、東京都の22.4%などから見てもまだ低い状況です。

その要因のひとつは認定基準の低さです。認定基準は神奈川県内では4分の3以上の自治体は、「生活保護基準の1.3倍」以上でした。「1.0倍」の県内自治体は本市と横浜市と三浦市のみでしたが、三浦市は今年度から生活保護基準の引き下げへの対応を理由に「1.2倍」に変更しています。川崎でも認定基準をせめて「1.2倍」に改善すべきです。伺います。

もうひとつの要因として、周知不足があると思います。川崎でも、就学援助の申請にあたり、他都市同様に入学時、進級時に全員に書類を手渡し、全員から回収する方法を取り始めました。しかし、書類を渡すだけでは忙しい保護者のみなさんは、見過ごし、さらには書き方もよくわからない、など充分要件を満たしているのに、そのまま提出しない保護者もいます。他都市でも実施しているように小・中学校の入学説明会や入学式、さらに進級時に保護者のみなさんが集まる学年懇談会などの機会に、ぜひ、就学援助の制度説明と書類提出の要請を行っていただきたい、と思います。伺います。

◎答 弁

はじめに、本市における就学援助の認定基準額につきましては、従来から、生活保護受給者に準ずる程度に困窮している世帯を対象に、認定基準額として、生活保護基準額の1.0倍を適用しているところでございますが、家計の急変や高額な医療費などの特別な事情を考慮し、特別な事情があると認められた場合には、認定基準額を超過していても対応しているところでございます。

次に、就学援助制度の周知につきましては、各小中学校を通じて、年度当初に申請書とお知らせを一体化した「就学援助制度についてのお知らせ」を児童生徒全員に配布し、就学援助を必要としない方も含めて保護者全員に周知しておりますので、確実な回収に努めてまいります。

教育委員会といたしましては、保護者に就学援助制度を正しく理解していただくことは重要であると考えておりますので、入学説明会などの機会を捉えて周知を図ってまいりたいと考えております。

◎再質問

認定基準を拡大するつもりはないとの答弁でした。三浦市は、生活保護基準の引き下げに対応して、昨年度に生活保護基準の1.1倍へ、今年度から1.2倍へと、さらに拡大しています。

同様に本市が認定基準を1.2倍へと拡大した場合、三浦市の例を参考に私達が試算したところ、小学生で1030人ほど、中学生で580人ほどが新たに認定されることとなります。その場合にかかる費用は、小学生で約6400万円、中学生で約4400万円、合計1億円あまりにすぎません。

深刻な事態にある子どもの貧困に対して1億円余の費用が出せないというのはあまりにも冷たい姿勢ではないでしょうか。就学援助認定基準の拡大を真剣に検討すべきです。市長に伺います。

◎答 弁（市長）

本制度につきましては、学校教育法第19条に基づき、経済的に修学が困難な学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う大変重要な制度でございます。

今後につきましても、義務教育の円滑な実施のため、本市の実情に依りて、就学援助の趣旨を踏まえた制度運営に努めてまいります。

◆ 教員の定数内欠員について

◎質 問

2015年度の教員の定数内欠員は324人、年々増え続ける実態に対し、この間、欠員解消の取組みを厳しく指摘し改善を強く求めてきました。しかし、今年度の欠員数はさらに増えて343人に、特に小学校では81人から124人へ、また三桁になったことが明らかになりました。分科会では、昨年度原因として述べられた小学校の採用辞退者が57人にのぼり、定年以外の退職者数も想定を超えて増加したことを質したところ、今年度について、「定年退職予定者数とそれ以外の退職者見込み数との合計人数を上回るように設定しており、新規採用者と併せて、定年退職者の再任用を見込むことによって、現在の欠員を一定程度縮減できるものと考えている」とのことでした。

ここ数年議会での答弁はずっと「次年度こそ縮減する」とのことでしたが、しかし、実態は逆に増えている。何のための議会答弁なのか。真剣にとりこんでいるのでしょうか。明確になっている定年退職者の補充、それ以外の対処者数、採用辞退者数の予測はしっかり立てた上で欠員解消を抜本的に図る採用者を確保すべきですが教育長に伺います。

◎答 弁

教員の採用にあたりましては、募集人員の決定から採用に至るまでの間、様々な情報を加味しながら全ての校種で欠員の縮減が図れるよう検討を進めてきたところでございます。

しかしながら、児童生徒数を基準とする学級数の変動や定年退職以外の退職動向、あるいは採用予定者の辞退数など、様々な不確定要素があることから、これまで以上に分析の精度を高め、教員の年齢構成バランスや将来的な配置定数等も考慮しながら計画的に優秀な教員の採用を行っていくことが重要であると認識しております。

今後は、より分かりやすい受験案内パンフレットの作成や、川崎の魅力を伝える採用試験説明

会の開催など、広報や周知の方法を工夫するとともに、教員採用候補者選考試験の実施方法等につきましても検討を加え、より多くの応募者を獲得する方策を実行して欠員の縮減を図ってまいりたいと考えております。